

河内町福祉推進プラン

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画
・自殺対策推進計画

令和6年3月

河内町・河内町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画策定の背景.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画策定の体制.....	6
第2章 河内町の現状.....	7
第1節 人口及び世帯の状況等.....	7
第2節 地域福祉に関するニーズ.....	14
第3節 財政状況.....	17
第4節 地域福祉の人材と拠点.....	19
第5節 町民アンケート調査の結果.....	22
第6節 現状と課題.....	35
第3章 計画の基本的方向.....	36
第1節 基本理念.....	36
第2節 基本目標.....	37
第3節 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
第1節 誰もが支え合い、助け合うまちづくり.....	39
第2節 生活の質を高める福祉のまちづくり.....	47
第3節 住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり.....	56
第5章 自殺対策推進計画.....	60
第1節 計画策定の概要.....	60
第2節 本町の現状.....	62
第3節 計画の基本的方向.....	64
第4節 施策の展開.....	65
第6章 計画の推進.....	67
資料編.....	68

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本町では、福祉分野を横断する計画として、河内町地域福祉計画を平成24年に策定、平成30年に第2次河内町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、福祉施策の推進に努めてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化等が急速に進行しており、福祉ニーズも複雑化・複合化しています。一方で、地域における人間関係の希薄化、コミュニティの脆弱化、さらには地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も指摘されており、地域におけるつながりが弱まりつつあります。

我が国では、このような地域課題を解決するため、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。この実現に向けては、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、地域福祉の役割がこれまで以上に重要となります。

本町では、このたび、現行の第2次計画が令和5年度で終了することから、国の制度改革や社会情勢、地域の状況を踏まえ、第3次河内町地域福祉計画・地域福祉活動計画及び自殺対策推進計画を策定します。

第2節 計画策定の背景

1. 社会保障制度改革

我が国では、少子高齢化等の進行に加え、家族や地域の扶養機能の低下、非正規雇用の労働者の増加による雇用環境の変化など、社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化しており、子育ての不安、高齢期の医療や介護の不安、格差の拡大、社会的つながり・連帯感のほころびなど、日々の生活を営む上でのリスクが多様に拡大してきました。このような中、国は年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするため、これまでの社会保障制度に加え、子育て支援や働き方まで含めた横断的な制度改革である「全世代対応型の社会保障」への改革を進めています。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築については、令和3年に全世代型社会保障構築会議、令和4年に全世代型社会保障構築本部がそれぞれ設置され、令和4年12月に「全世代型社会保障構築会議報告書」が取りまとめられました。

今後は、この報告書の内容に基づき、全世代型社会保障の構築に向けた取り組みを着実に進めていくものとするのが、構築本部として決定されています。

2. 福祉制度の見直し

平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取り組みの方向性が明確に示されました。

包括的な支援体制の整備では、令和2年の社会福祉法の改正を受けて、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、地域共生社会の実現に向けた施策が進められています。さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年）や、孤独・孤立対策推進法（令和5年）、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年）なども踏まえた、包括的な支援が求められています。

3. 地域共生社会の構築

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要とされています。

【地域共生社会のイメージ】



第3節 計画の位置づけ

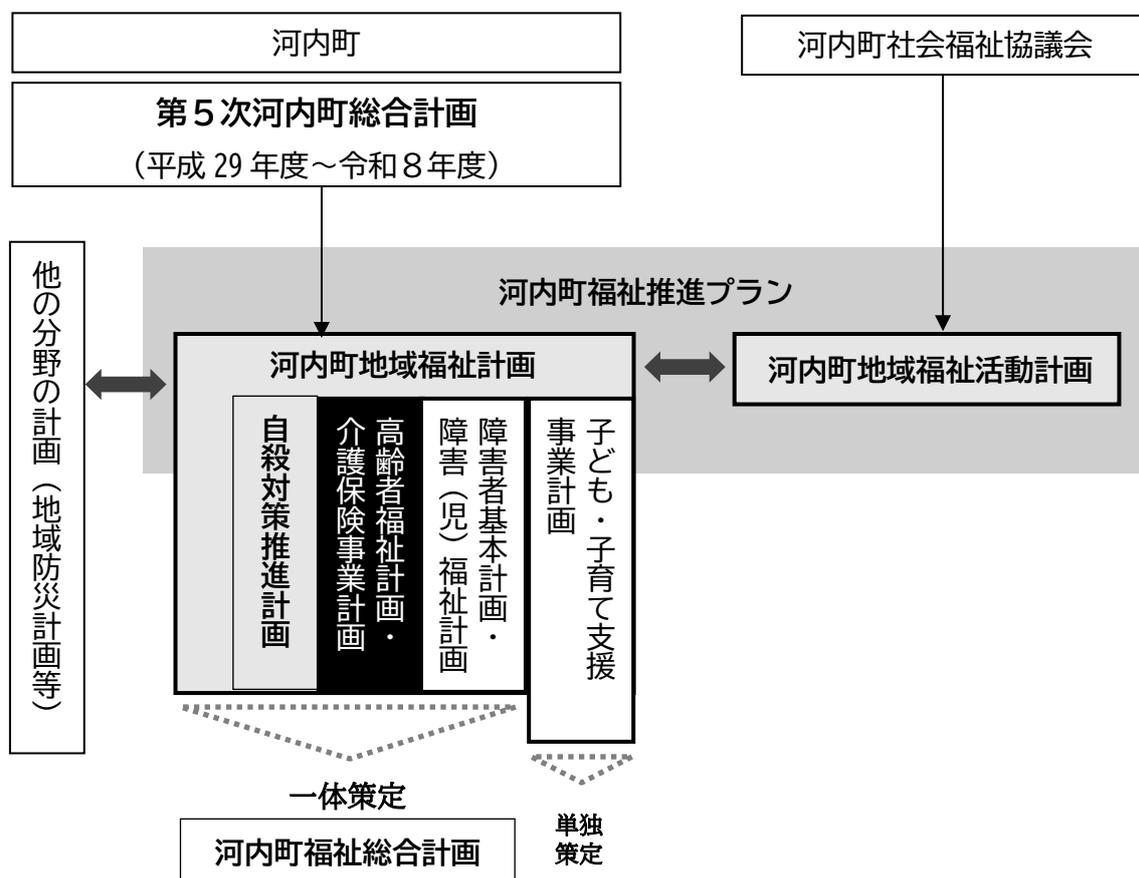
本計画である「河内町福祉推進プラン」は、河内町地域福祉計画、河内町地域福祉活動計画、河内町自殺対策推進計画から成り立ちます。

河内町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された市町村地域福祉計画として定めるものであり、本町の福祉関連施策を総合的に推進するための基本となるものです。同時に、第 5 次河内町総合計画に則した福祉分野の上位計画に位置づけられ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害（児）福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画の理念や施策等を総合的な視点から包括化、補完する役割をもち、これらの計画に共通する施策を推進するものとなります。

河内町地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に規定される社会福祉協議会が定める活動計画です。すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を営む者が相互に協力し、地域福祉の実践的な活動・行動を行うための計画として策定するものです。本町においては、公民一体となって地域福祉を推進するため、本町の行政計画である地域福祉計画と、民間計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。

河内町自殺対策推進計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項の規定される市町村自殺対策計画として定めるもので、本計画と一体的に策定します。

【計画の位置づけ】



第4節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、国、県などの関連計画の見直しがある場合には、その動向を踏まえ適切な見直しを図ることとします。

		【計画期間】								
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
総合計画		第5次計画								
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第3次計画								
自殺対策推進計画		第3次計画								
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第9期障害者計画								
障害者基本計画・障 害（児）福祉計画		第4期障害者計画								
		第6期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画								
子ども・子育て支援 事業計画		第2期計画								

第5節 計画策定の体制

1. 町民の実態把握

本計画の策定にあたり、地域での暮らしや福祉活動に関する考え、意見、要望等を把握して計画づくりに反映させることを目的として地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

2. 河内町福祉総合協議会での審議

計画の策定にあたっては、「河内町福祉総合協議会」において、計画案について審議しました。

委員は、保健医療関係者、町議会の代表、学識経験者、各種団体の長、福祉関係者などから編成し、さまざまな見地からのご意見を反映できるように努めました。

3. パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、河内町福祉総合計画<素案>についての町民意見の公募を実施し、幅広く町民の意見を反映するように努めました。

意見募集期間	令和6年1月22日(月)～令和6年2月29日(木)
資料の閲覧方法	(1) 河内町ホームページ (4) 農村環境改善センター (2) 福祉センター (5) つつみ会館 (3) 役場福祉課
意見の提出方法	○ホームページからの入力 ○専用様式による郵送及び役場窓口受付
意見数	○意見数 河内町福祉総合計画全体として1件 ※なお、町ホームページ171件、役場福祉課窓口1件、つつみ会館1件の閲覧がありました。

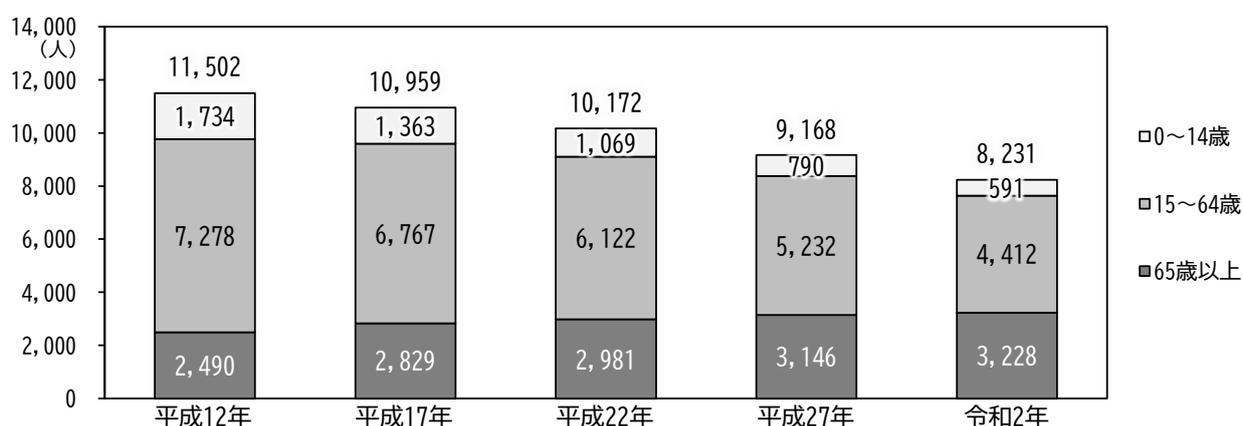
第2章 河内町の現状

第1節 人口及び世帯の状況等

1. 人口の状況

本町の総人口は減少傾向にあり、平成27年に10,000人を下回り、令和2年の国勢調査では8,231人、平成12年からの増減率はマイナス28.4%となっています。年齢階層別にみると、0～14歳は591人（増減率△65.9%）、15～64歳は4,412人（増減率△39.4%）と、いずれも平成12年から大幅に減少しています。一方、65歳以上の高齢人口は増加しており、3,228人（増減率29.6%）に上っています。

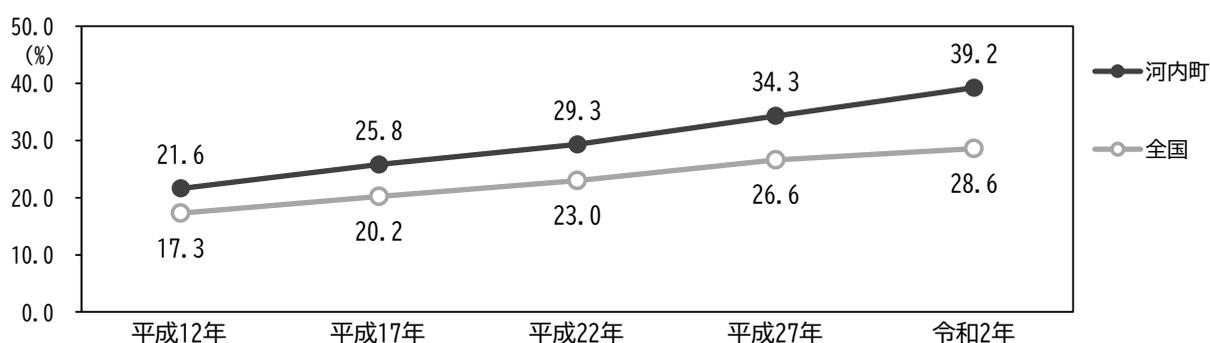
【人口推移】



資料：国勢調査

人口が減少する中、65歳以上の高齢者数は増加しているため、高齢化率は大きく上昇し、令和2年は39.2%になりました。平成12年から17.6ポイント伸びており、国の高齢化率（28.6%）を10.6ポイント上回っています。

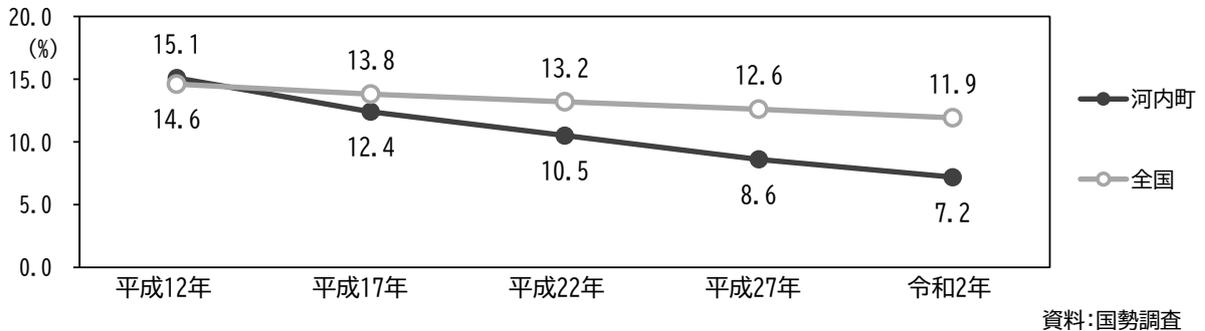
【高齢化率（65歳以上）の推移】



資料：国勢調査

14歳以下の年少人口は大幅に減少し、年少人口比率は令和2年に7.2%となり、平成12年から7.9ポイント下がりました。国の年少人口比率よりも4.7ポイント低くなっています。

【年少人口比率（14歳以下）の推移】



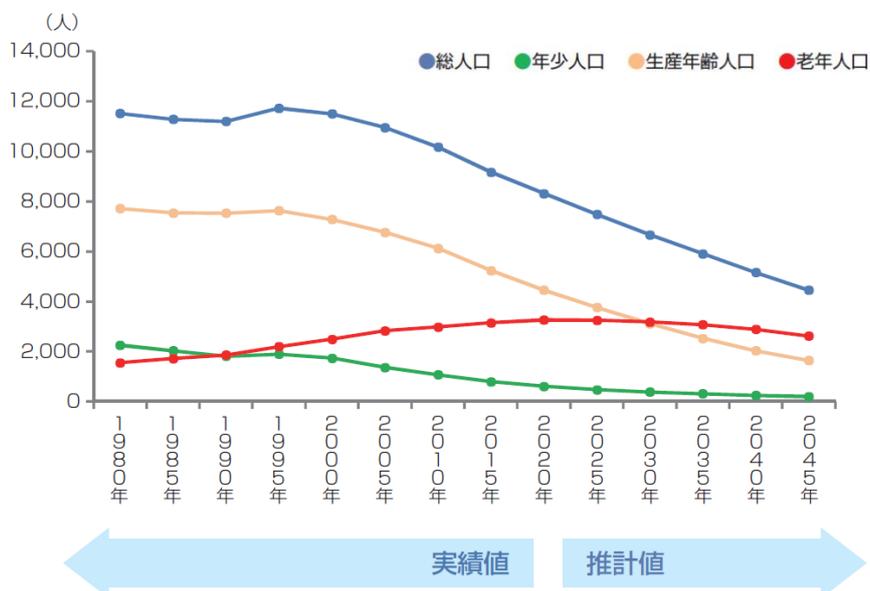
この10年間の人口動態をみると、自然動態、社会動態ともに減少が続いており、1年間に200人以上減少する年が半分以上あります。今後も現在のペースで人口減少が続くと見込まれます。

【人口動態】

	自然動態			社会動態			増減計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成25年	43	164	-121	194	315	-121	-242
平成26年	31	146	-115	226	306	-80	-195
平成27年	34	142	-108	196	322	-126	-234
平成28年	42	156	-114	187	300	-113	-227
平成29年	33	126	-93	198	251	-53	-146
平成30年	37	135	-98	208	259	-51	-149
令和元年	21	144	-123	199	277	-78	-201
令和2年	40	140	-100	191	267	-76	-176
令和3年	24	130	-106	137	241	-104	-210
令和4年	30	190	-160	215	283	-68	-228

資料：茨城県常住人口調査結果報告書

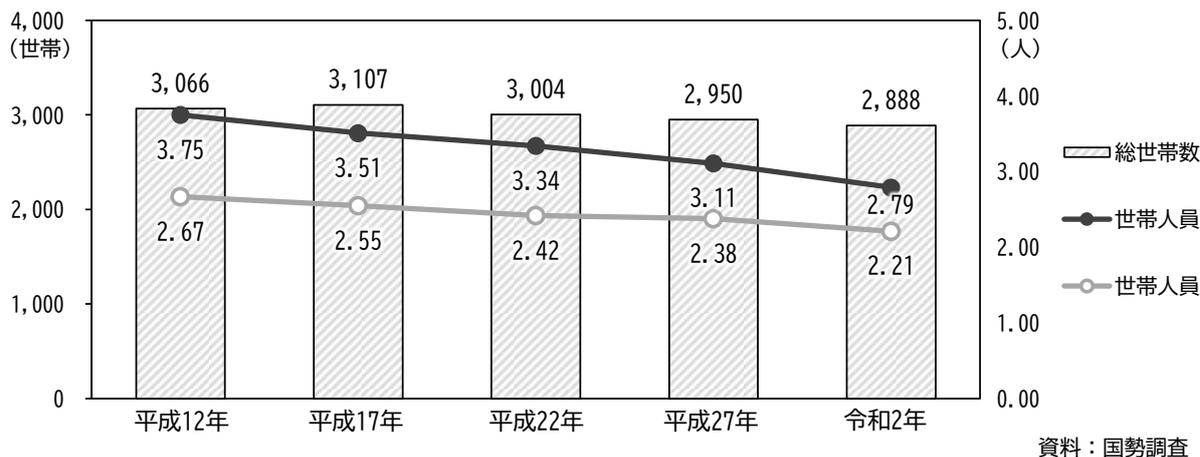
【将来人口推計】



2. 世帯の状況

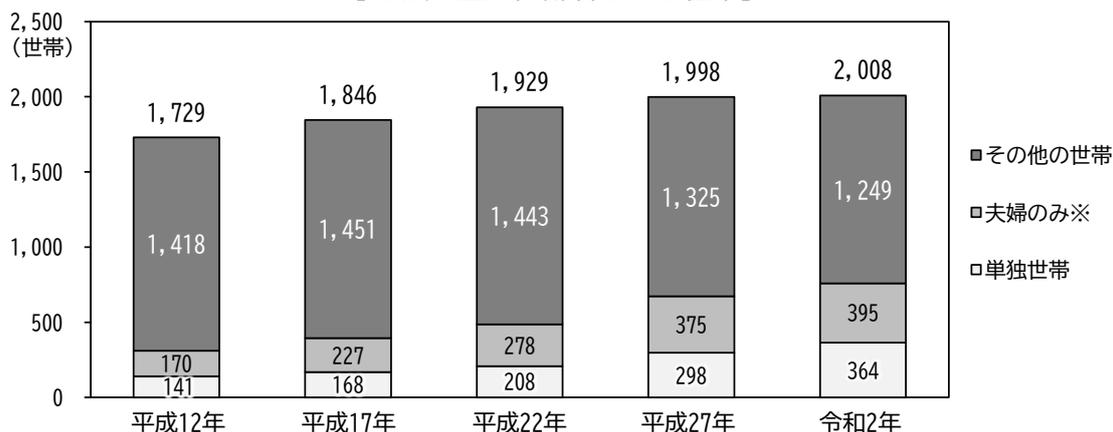
総世帯数は平成 17 年をピークに減少に転じており、令和 2 年には 2,888 世帯となっています。また、1 世帯当たりの人員は、令和 2 年には 2.79 人とどまり、全国値 (2.21 人) を上回ってはいるものの、その差は小さくなっています。

【世帯数及び 1 世帯当たりの人員の推移】



65 歳以上の高齢者がいる世帯数は増加しており、平成 12 年から 279 世帯増え、令和 2 年には 2,008 世帯に上っています。また、高齢者がいる世帯の内訳をみると、ひとり暮らし世帯(単独世帯)は 364 世帯(12.6%)、夫婦のみの世帯は 395 世帯(13.7%)で、町内の全世帯の 4 分の 1 を占めています。

【65 歳以上の高齢者がいる世帯】

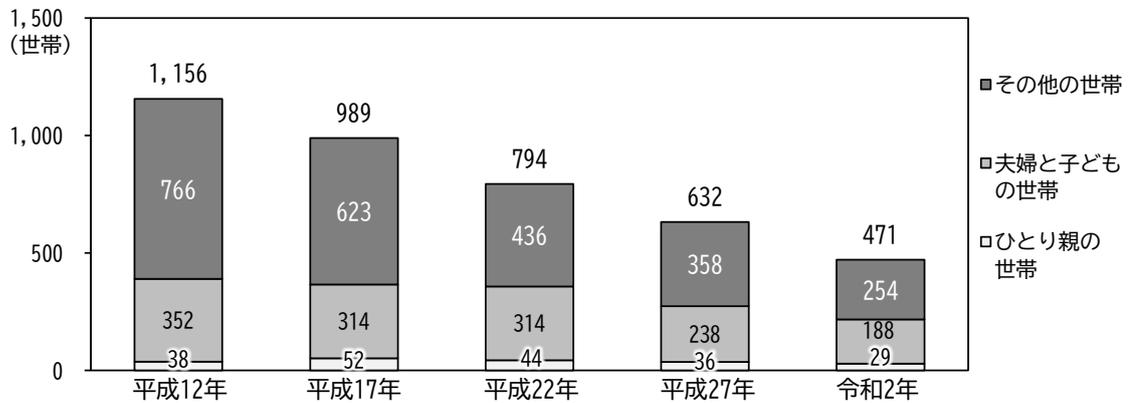


※夫婦のみの世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の一般世帯を対象としています。

資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯数は大きく減少しており、令和2年には471世帯となりました。また、平成12年から685世帯減少し、この20年で半数程度減少しています。

【18歳未満の親族のいる世帯】



資料：国勢調査

3. コミュニティの状況

町内の各地域とも人口減少が進んでいます。もともと人口の少ない地域で人口減少率の高い地域が目立っており、宮淵をはじめ、平三郎、猿島、角崎町歩では平成12年から令和2年までの間に40%以上減少しています。

また、各地域ともに高齢化も進んでいます。令和2年時点で高齢化率が町内で最も低い地域は猿島ですが、全国よりも高い31.5%となっています。一方、高齢化率が最も高い布鎌では53.2%となっており、古河林、生板鍋子新田、宮淵、幸谷、下町歩でも45%以上となっています。高齢化の進行状況には大きな地域差があります。

【町内各地域の人口増減状況】

地域	人口					人口減少率	高齢化率
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12～令和2年	令和2年
河内町全域	11,502	10,959	10,172	9,168	8,231	-28.4%	39.2%
生板	2,453	2,391	2,273	2,094	1,862	-24.1%	40.2%
幸谷	67	67	57	51	44	-34.3%	47.7%
角崎町歩	67	59	51	43	38	-43.3%	44.7%
小林町歩	56	50	48	45	46	-17.9%	43.5%
生板鍋子新田	132	117	108	98	90	-31.8%	47.8%
大徳鍋子新田	240	219	196	159	145	-39.6%	41.4%
竜ヶ崎町歩	203	196	175	155	138	-32.0%	33.3%
源清田	1,093	1,072	1,000	936	842	-23.0%	35.0%
宮淵	92	75	69	55	46	-50.0%	47.8%
平三郎	82	64	59	52	43	-47.6%	41.9%
布鎌	78	80	71	64	47	-39.7%	53.2%
羽子騎	209	208	187	168	154	-26.3%	39.6%
古河林	204	193	175	147	123	-39.7%	50.4%
手栗	202	192	173	162	144	-28.7%	36.8%
猿島	160	142	133	111	89	-44.4%	31.5%
長竿	1,344	1,294	1,202	1,082	959	-28.6%	34.1%
十里	120	107	106	92	83	-30.8%	42.2%
下町歩	123	115	109	94	77	-37.4%	45.5%
庄布川	205	190	168	144	130	-36.6%	32.3%
金江津	2,209	2,097	1,900	1,671	1,523	-31.1%	43.2%
田川	356	333	316	294	265	-25.6%	44.9%
片巻	546	493	489	446	382	-30.0%	39.5%
下加納	696	672	604	559	527	-24.3%	33.6%
平川	299	277	254	226	221	-26.1%	37.1%
十三間戸	266	256	249	220	213	-19.9%	38.0%

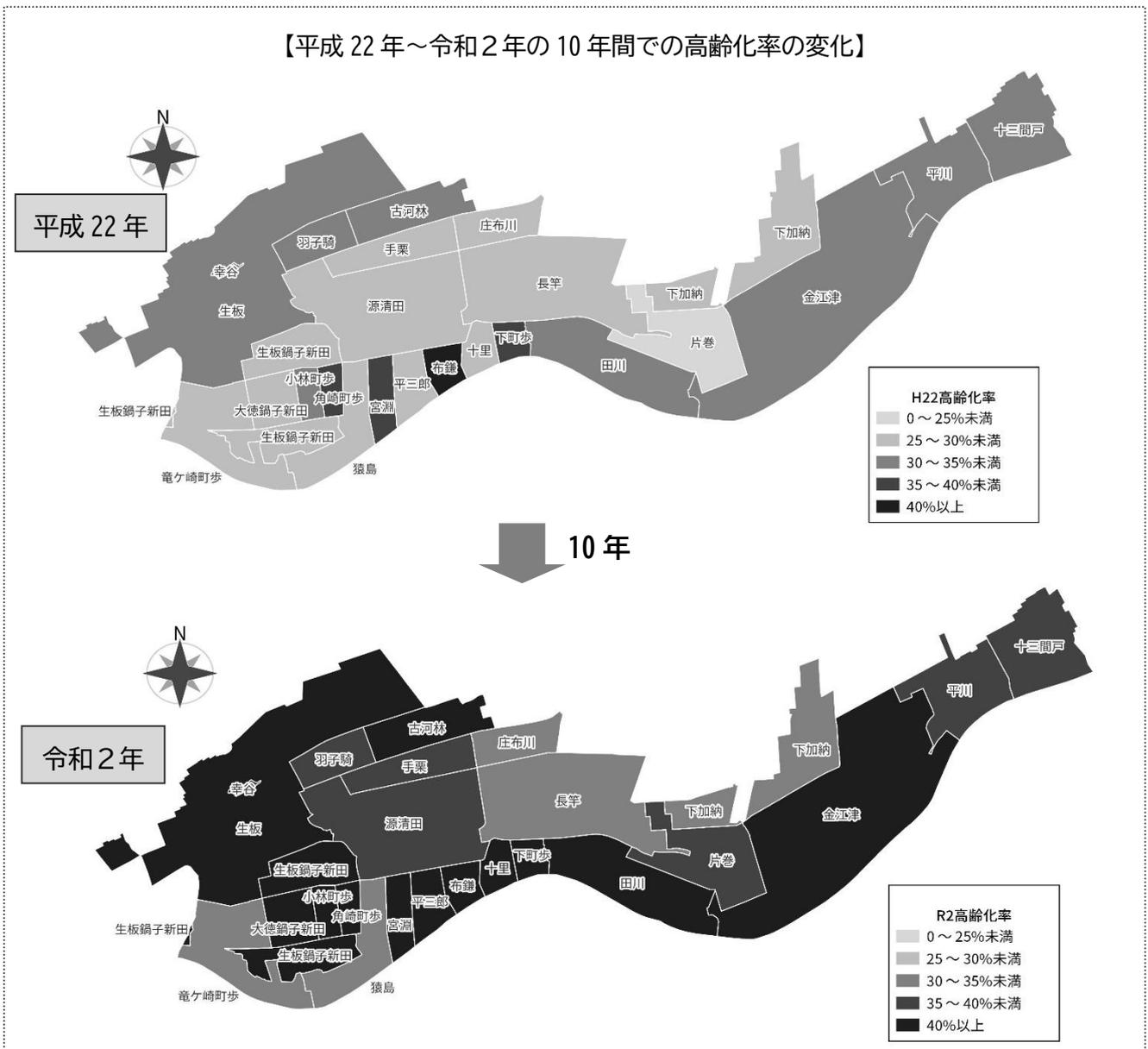
資料：国勢調査

【平成12年～令和2年の人口減少率】



資料：国勢調査

【平成22年～令和2年の10年間での高齢化率の変化】



資料：国勢調査

4. 町民の生活の状況

地域の暮らしの支え手・担い手の確保を検討していく上では、人口・世帯の状況とともに、就業状況や日中の活動場所についても把握しておくことが重要です。

15歳～64歳の生産年齢人口の減少に伴って、この年齢層の労働力人口は男女ともに減少しています。一方、65歳以上では男女ともに労働力人口が増加しており、実際に就業している人、その中で仕事の主として就業している人も増加しています。特に、男性では65歳以上の「労働力人口に占める「主に仕事」として就業している人の割合」が女性よりも高く、15～64歳と近い水準になっています。

また、昼間人口比率は8割程度で推移しており、令和2年の日中の人口は6,623人ととどまっています。日中は年少人口や移動が不自由な方が町内にとどまっていると見込まれるため、日中の生産年齢人口の割合は、常住人口よりも低いと見込まれます。

【年齢別就労・就業状況の推移】

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
人口	15歳以上全体	9,768	9,596	9,103	8,378	7,636	
	男	15～64歳	3,745	3,495	3,195	2,737	2,299
		65歳以上	1,001	1,144	1,209	1,363	1,445
	女	15～64歳	3,533	3,272	2,927	2,495	2,110
65歳以上		1,489	1,685	1,772	1,783	1,782	
労働力人口	男	15～64歳	3,257	3,021	2,759	2,374	1,923
		65歳以上	391	428	439	529	598
	女	15～64歳	2,215	2,189	1,963	1,775	1,503
		65歳以上	205	252	253	310	368
就業者のうち 「主に仕事」	男	15～64歳	2,934	2,678	2,297	2,092	1,702
		65歳以上	284	326	328	427	472
	女	15～64歳	1,503	1,433	1,273	1,224	1,116
		65歳以上	75	90	94	136	165
労働力人口に占める 「主に仕事」の割合	男	15～64歳	90.1%	88.6%	83.3%	88.1%	88.5%
		65歳以上	72.6%	76.2%	74.7%	80.7%	78.9%
	女	15～64歳	67.9%	65.5%	64.8%	69.0%	74.3%
		65歳以上	36.6%	35.7%	37.2%	43.9%	44.8%

資料：国勢調査

【昼間人口の推移】

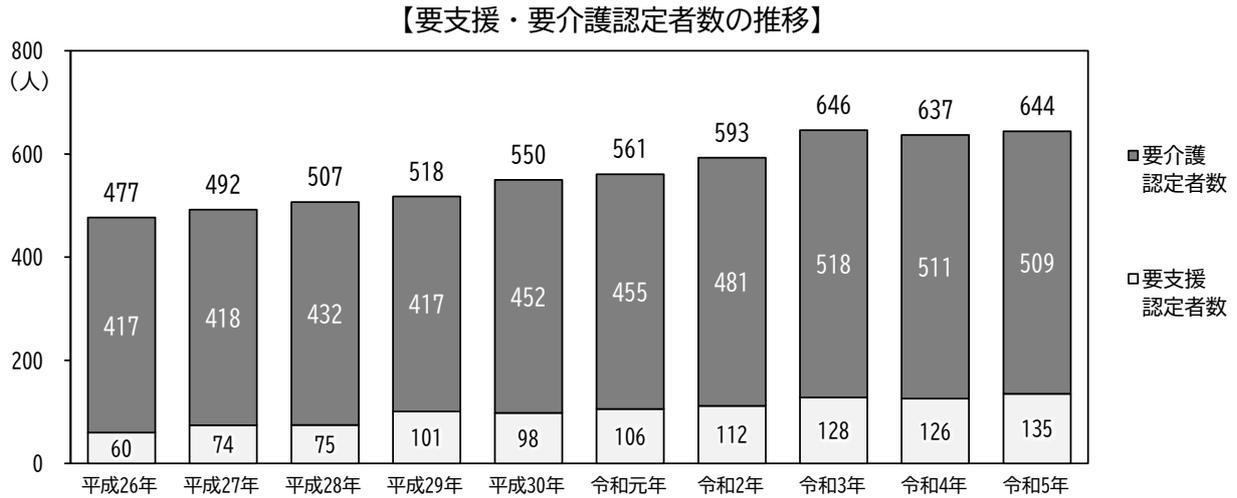
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
常住人口	11,502	10,959	10,172	9,168	8,231
昼間人口	9,503	8,752	8,022	7,110	6,623
昼間人口比率	82.6%	79.9%	78.9%	77.6%	80.5%

資料：国勢調査

第2節 地域福祉に関するニーズ

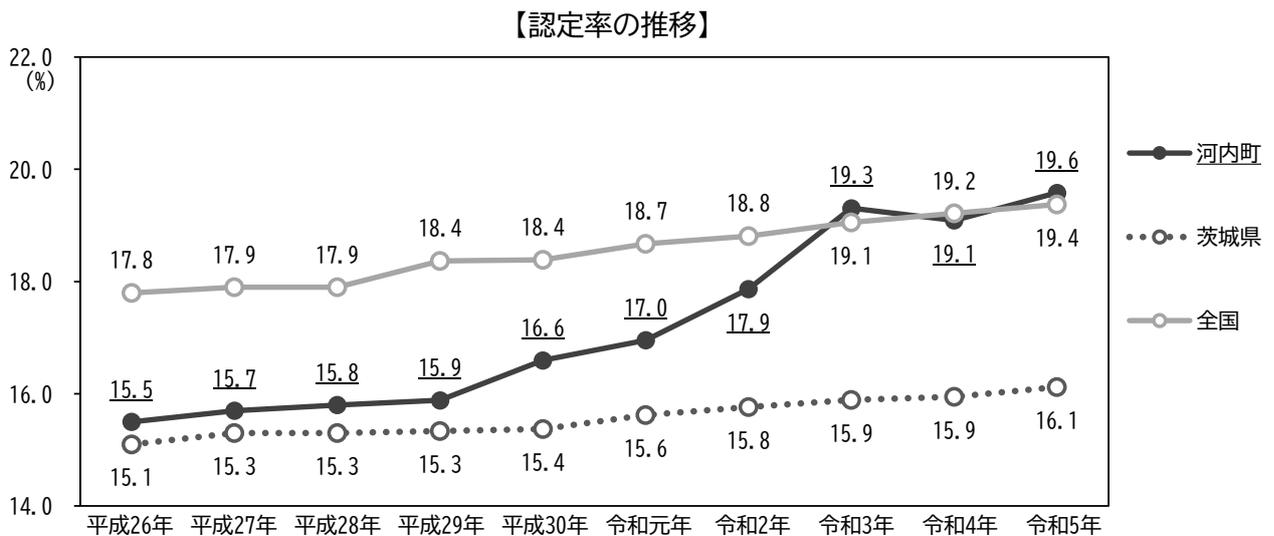
1. 要支援・要介護高齢者の状況

要介護認定者は概ね増加を続けており、令和5年は509人に上ります。要支援認定者・要介護認定者を合わせると644人に上り、平成26年からの10年間で167人増加しています。



資料：介護保険事業状況報告・月報（各年3月末現在）

要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数（65歳以上の人口）で除した要支援・要介護認定率は上昇傾向にあり、令和3年以降は全国の水準にならび、19%台で推移しています。



資料：介護保険事業状況報告・年報（平成26年～令和5年）
介護保険事業状況報告・月報（令和5年3月末現在）

2. 障害者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計は、令和5年3月末日現在で495人となっています。総人口に占める比率は6.12%となっており、中長期的に緩やかな上昇傾向がみられます。

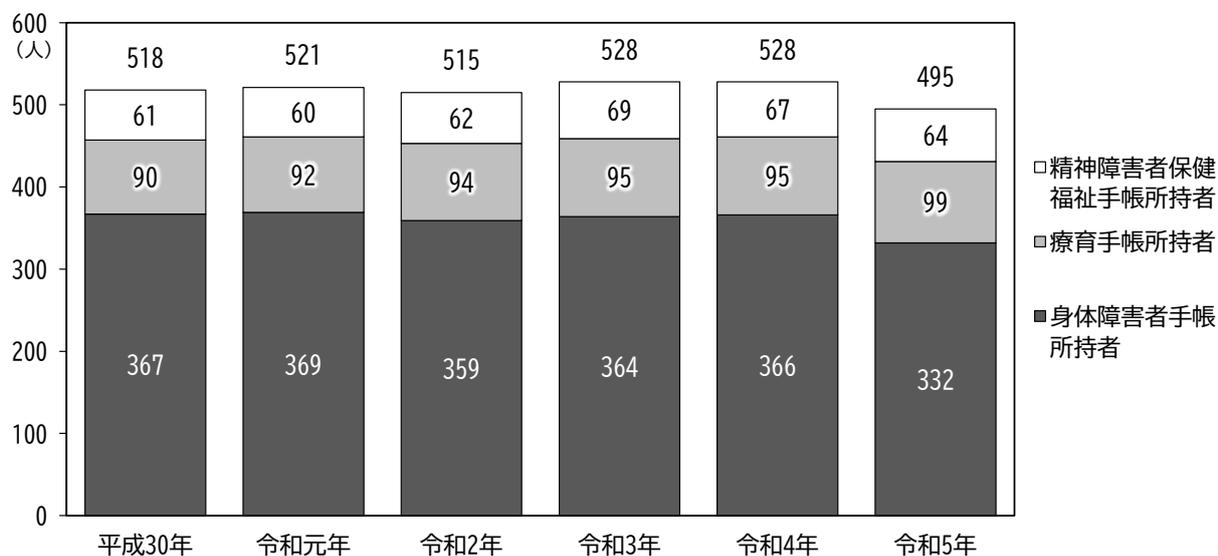
手帳別にみると、ここ数年は、療育手帳の所持者の増加傾向が続いています。

【障害者手帳の所持状況及び出現率】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	367	369	359	364	366	332
療育手帳	90	92	94	95	95	99
精神障害者保健福祉手帳	61	60	62	69	67	64
手帳所持者合計(a)	518	521	515	528	528	495
総人口 (b)	9,083	8,894	8,704	8,515	8,274	8,086
出現率(a/b)	5.70%	5.86%	5.92%	6.20%	6.38%	6.12%

資料：手帳所持者数は町調べ（各年3月末日現在）、総人口は住民基本台帳人口

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：町調べ（各年3月末日現在）

3. 子ども・子育ての状況

町内の教育・保育施設としては、認定こども園が2か所あり、合計定員は200人です。令和5年時点で、町内に待機児童はいません。

また、令和5年10月よりこの2園を閉園し、かわちこども園を長竿地区に設立しました。

【教育・保育施設等利用待機児童数】

	令和4年 (4月1日時点)	令和5年 (4月1日時点)
教育・保育施設数	2か所	2か所
定員数	200人	200人
待機児童数	0人	0人

資料：町調べ

4. 生活保護世帯及びひとり親世帯の状況

生活保護世帯は、その時々々の社会経済の状況を反映して増減しています。ただし、高齢世帯の生活保護世帯は、全国的に漸増傾向にあります。令和5年の町内の生活保護世帯は57世帯となっており、平成30年以降では令和4年に次いで多くなっています。

【生活保護世帯の状況】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯数	54	54	55	57	58	57
被保護人員	64	64	66	66	68	63
保護率	7.5%	7.5%	7.9%	8.0%	8.6%	8.2%

資料：茨城県生活保護関係統計資料市町村別保護状況（速報値）（各年3月末）

母子世帯・父子世帯からなるひとり親世帯は、平成12年に32世帯だったのが令和2年には21世帯に減少し、ひとり親世帯の割合は0.7%となっています。

【ひとり親世帯の状況】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	24	29	29	30	19
父子世帯	8	8	11	7	2
ひとり親世帯（計）	32	37	40	37	21
ひとり親世帯の割合	1.0%	1.2%	1.3%	1.3%	0.7%

資料：国勢調査

第3節 財政状況

歳入額は中期的に増加傾向にありますが、地方税収入はやや減少傾向にあり、そのうち市町村民税も減少傾向にあります。歳出額も増加傾向にあり、目的別に見た場合の民生費、性質別に見た場合の扶助費の増加の傾向がともに顕著です。

生産年齢人口の割合の低下や地方経済の低迷などから、市町村民税の増加が見込めない一方、国民健康保険や後期高齢者医療への繰り出しなどにより、今後も民生費支出が増加することが予想されます。また、高齢者・障害者等に関する各種手当などにより扶助費支出が増加することが見込まれます。多様化する福祉に対するニーズは、単純に税による公的支援だけで充足していくことは困難であり、地域と行政とが協働して、地域福祉を推進していくことが、ますます大切になってきています。

財政力（財政的余裕）を示す財政力指数は令和2年度より低下傾向にあり、財政力が弱まっています。一方、財政の弾力性や硬直性を表す経常収支比率は低下しており、弾力性は高まっています。

【歳入の状況】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
歳入(百万円)	4,476	4,237	4,348	5,292	6,004	4,971	5,007	4,838	6,558	5,793
地方税(百万円)	918	910	902	884	917	913	910	907	897	874
市町村民税(百万円)	412	408	405	397	402	409	416	406	386	378
歳入に占める地方税の割合	20.5%	21.5%	20.7%	16.7%	15.3%	18.4%	18.2%	18.7%	13.7%	15.1%
歳入に占める市町村民税の割合	9.2%	9.6%	9.3%	7.5%	6.7%	8.2%	8.3%	8.4%	5.9%	6.5%

資料：茨城県市町村概況、茨城県市町村決算カード

【歳出の状況】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
歳出(百万円)	4,162	3,899	3,896	4,880	5,535	4,538	4,644	4,332	6,025	5,148
(性質別)扶助費(百万円)	377	395	429	415	465	450	457	475	466	623
(目的別)民生費(百万円)	1,097	1,053	1,109	1,078	1,117	1,103	1,272	1,173	1,230	1,474
歳出に占める扶助費の割合	9.1%	10.1%	11.0%	8.5%	8.4%	9.9%	9.8%	11.0%	7.7%	12.1%
歳出に占める民生費の割合	26.4%	27.0%	28.5%	22.1%	20.2%	24.3%	27.4%	27.1%	20.4%	28.6%

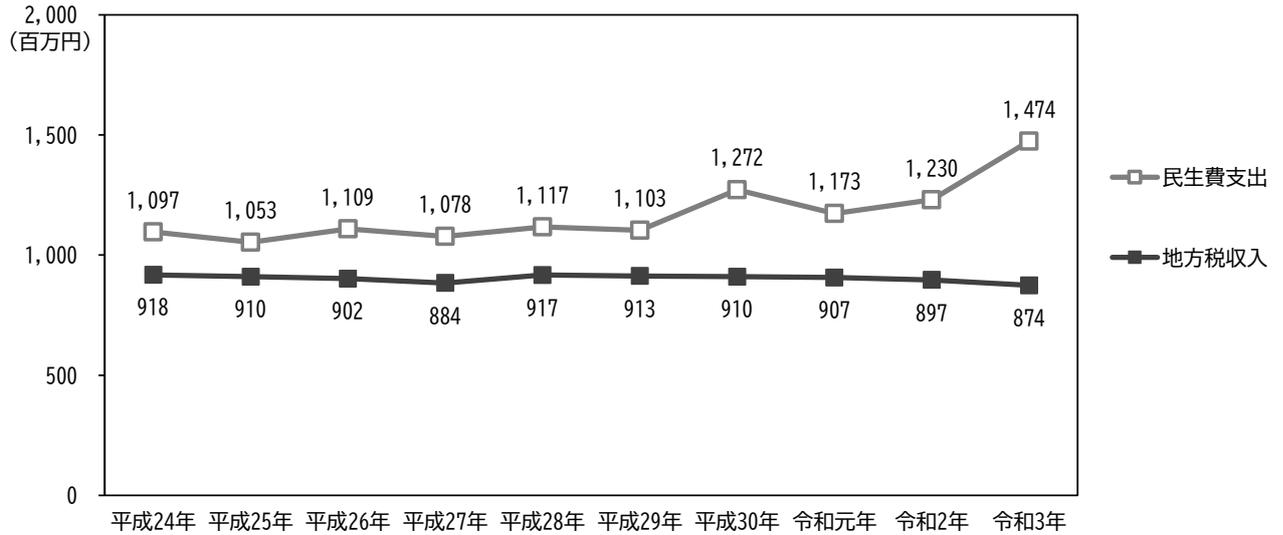
資料：茨城県市町村概況、茨城県市町村決算カード

【財政力】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
財政力指数	0.36	0.36	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.35	0.34
経常収支比率	93.1%	88.6%	88.2%	83.5%	86.6%	83.7%	86.0%	85.3%	81.2%	83.6%

資料：茨城県市町村概況

【市町村民税収入と民生費歳出額】



資料：茨城県市町村概況、茨城県市町村決算カード

第4節 地域福祉の人材と拠点

1. 民生委員・児童委員

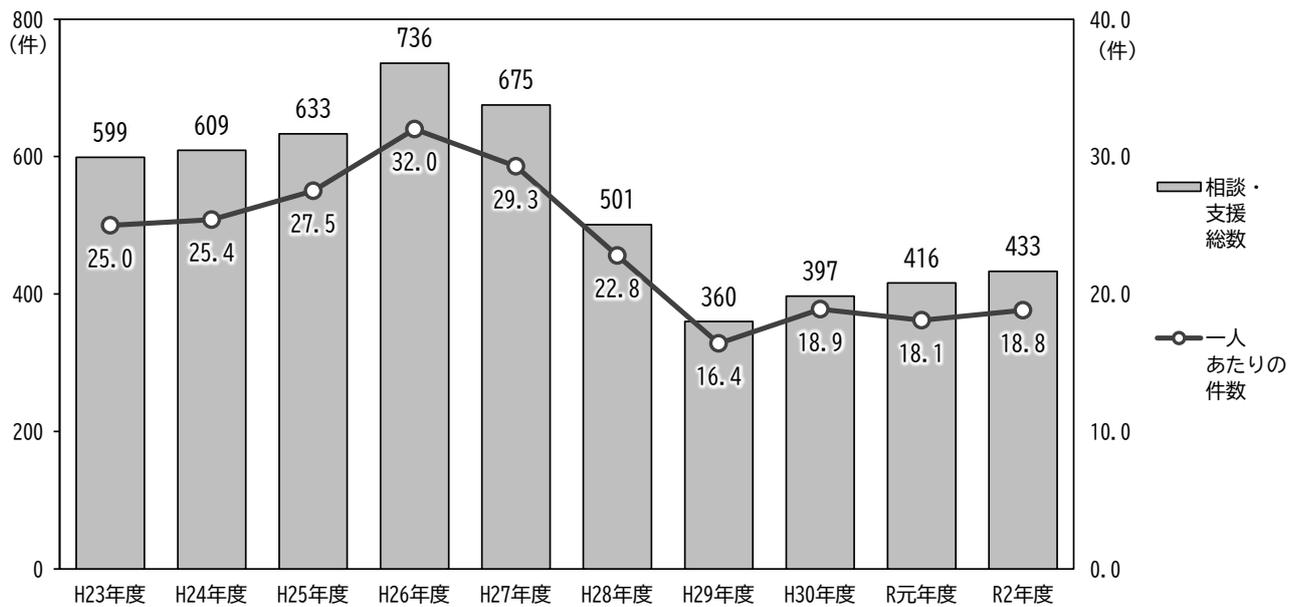
民生委員・児童委員は、身近な地域において、社会福祉増進のための相談や援助活動を行っています。令和5年の河内町の定数は23名となっています。

急速な少子高齢化や昨今の経済不況などにより、社会的支援を要する人々が増加する中で、民生委員・児童委員の相談・支援件数は平成26年度の736件をピークに減少に転じており、令和2年度では433件となっています。

【河内町の民生委員・児童委員数】

地区担当委員 定数	主任児童委員 定数	定数計
21	2	23

【民生委員・児童委員の活動状況】



資料：茨城県社会生活統計資料

2. 福祉団体・地域団体

地域福祉活動には、民生委員・児童委員のほか、福祉団体、NPO等が携わっています。高齢化の進行に伴って、古くからの福祉団体等の会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、新たな担い手の確保や活動の担い手の支援の重要性が高まっています。一方で、シルバー人材センターやシニアクラブの会員等の元気な高齢者の地域福祉活動や地域貢献的な就労が期待されています。

【河内町の福祉団体、地域団体等一覧】

団 体	会員数等	備考
民生委員児童委員協議会	23 人	定数
日本赤十字奉仕団	12 人	分区会員数
シルバー人材センター	66 人 (男 36 人、女 30 人)	会員数
シニアクラブ	24 クラブ	単位クラブ数
	1,258 人	会員数

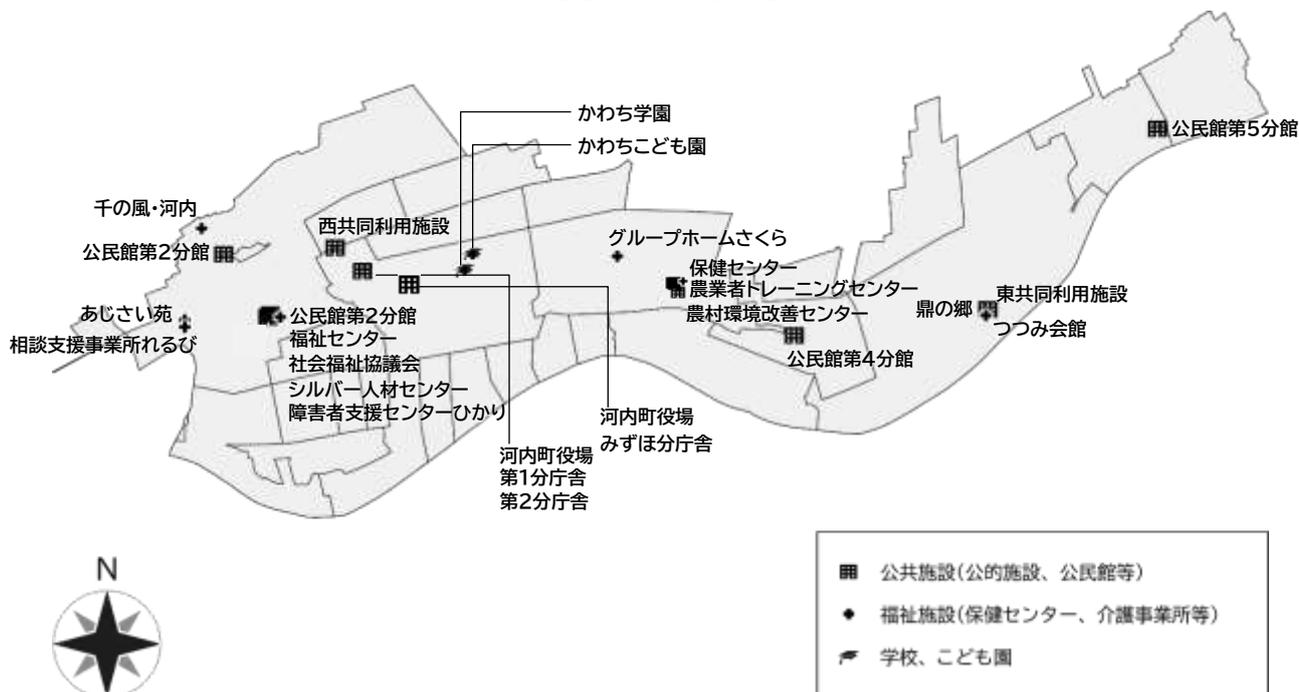
令和5年4月1日現在
資料：町調べ

3. 公共施設

本町は茨城県の最南端に位置し、東京都心から 50km、成田空港へは 20km、東西に細長く県内でも優良な穀倉地帯です。もともと、生板村、源清田村、長竿村、金江津村の4村が合併・編入してできた町であり、町内に小学校4校、中学校2校を設置していました。しかし、近年の少子化に伴う児童・生徒数の減少により、平成30年度には全小中学校がかわち学園として統合されました。また、源清田地区に役場、金江津地区につつみ会館があり、つつみ会館については町民課の諸証明発行窓口となっています。

公共施設や集会施設等が、町の東西を横断するバス路線に沿って、町の東部、中央部、西部に配置されており、住民の交流や地域活動等の拠点として活用されています。

【町内の公共施設】



資料：町調べ

第5節 町民アンケート調査の結果

本計画を策定するにあたり、本町に居住する18歳以上の町民を対象とし、地域での暮らしの状況や福祉活動に対する考え方等を把握し、計画づくりに反映させることを目的として地域福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

1. 調査実施概要

（1）調査方法と回収結果

地域福祉計画策定のためのアンケート調査の調査対象及び配布、回収状況は、以下の通りとなっています。

調査対象	河内町内にお住まいの18歳以上の方
調査期間	令和5年7月中旬～8月下旬
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	300件
回収数	101件（回収率33.7%）

（2）集計について

※集計は、四捨五入の都合で100%ちょうどにならない場合があります。

※複数回答が可能な質問の場合、比率の合計が100%を超える場合があります。

※図表中の「n」は回答者数（比率算出の基数）を表します。

2. 結果の概要

（1）回答者の属性について

回答者の年齢は50歳代が最も多く3割程度となっており、60歳代以上を合わせると、回答者全体の6割強を占めています。性別は女性が5割半ば、男性が4割強となっています。

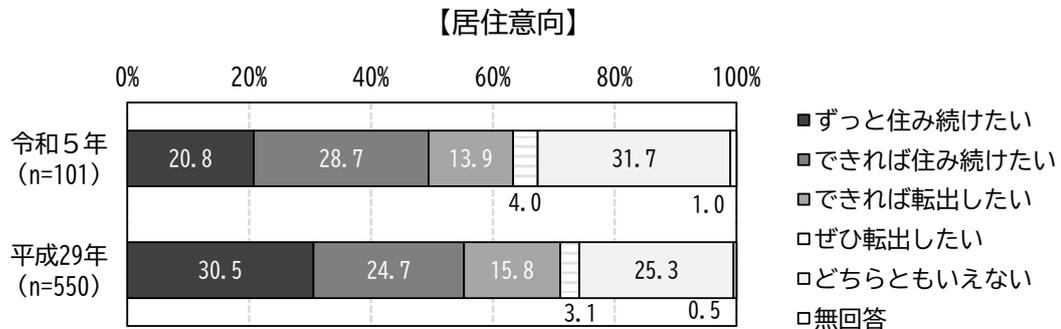
居住地区は金江津地区が最も多く5割弱を占めており、次いで源清田地区、生板地区が2割弱、長竿地区は1割強となっています。

職業は、会社、団体などの勤務者が最も多く3割半ば、次いで、パート・アルバイトが3割弱を占めています。

家族構成は、2世代世帯（親・子）が5割強と半数を占めており、次いで3世代世帯（親・子・孫）が多くなっています。

(2) 居住意向

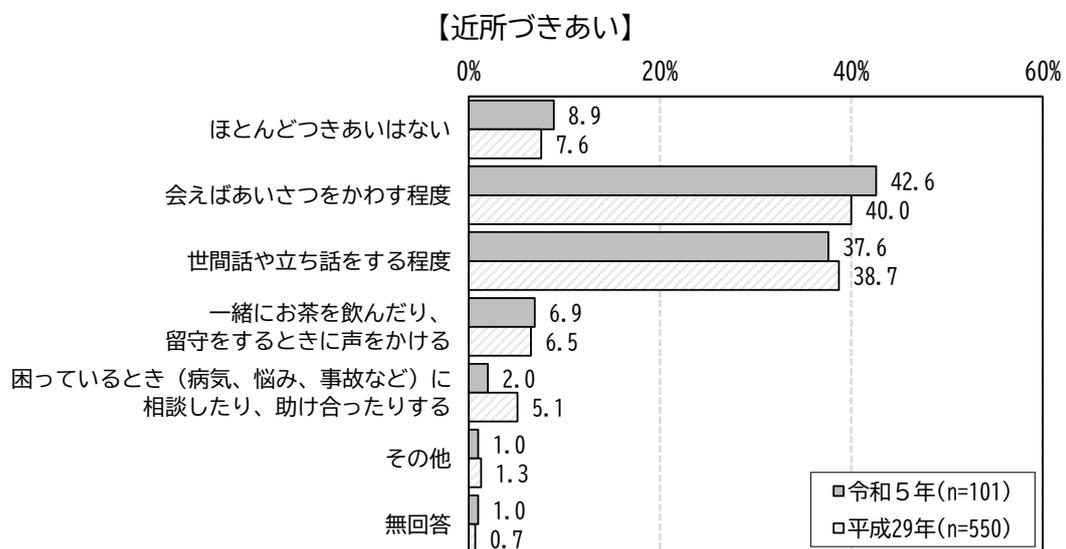
町内に「ずっと住みたい」あるいは「できれば住みたい」と回答した方が5割程度を占め、一方、転出意向のある方は2割弱となっています。平成29年の前回調査に比べて、「ずっと住みたい」や「できれば住みたい」と回答した方が、1割弱少なくなっています。



(3) 近所づきあい

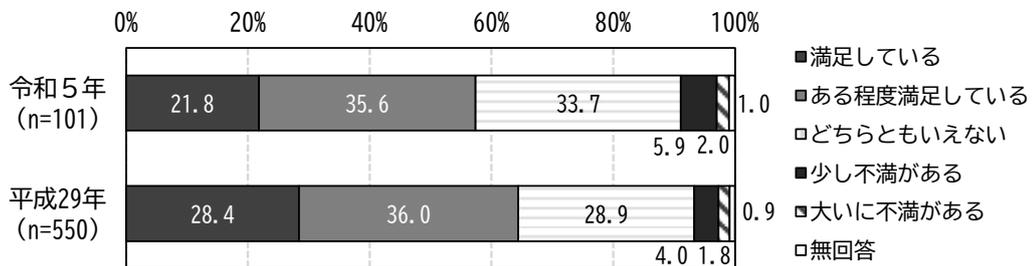
① 近所づきあいの程度、満足度

近所づきあいの程度については、「会えば挨拶をかわす程度」や「世間話や立ち話をする程度」が多く、いずれも4割程度を占めています。



現在の近所づきあいについては、満足している方が6割弱となっています。平成29年に比べて、満足している方はやや減少しています。

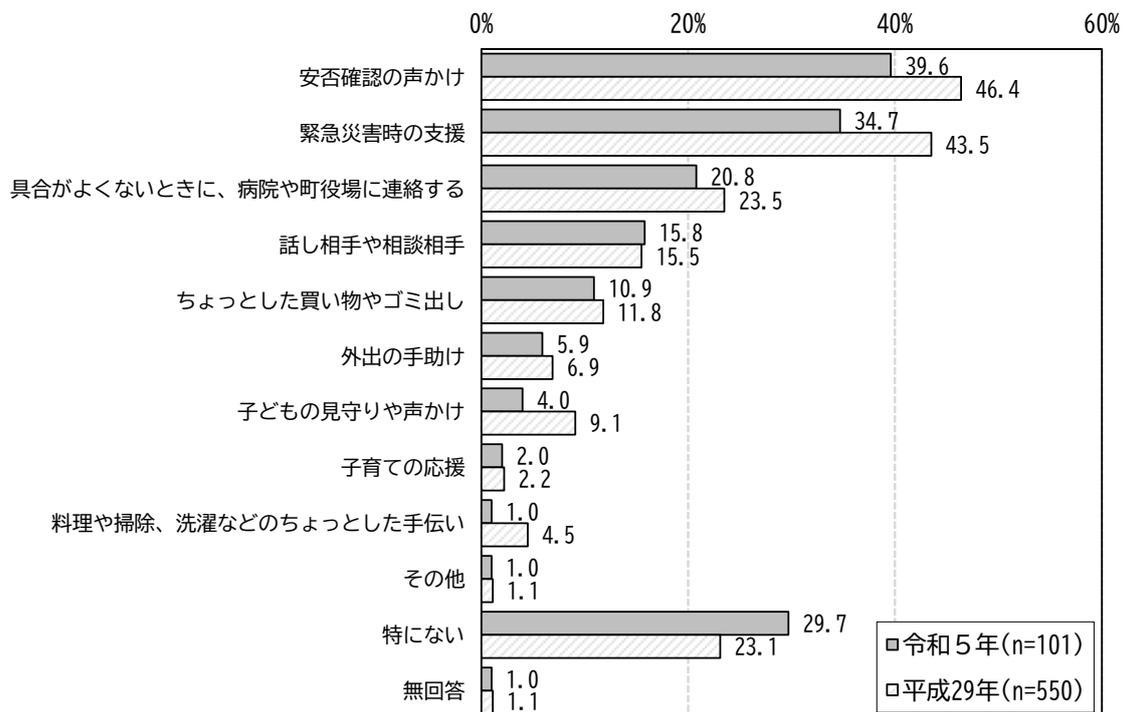
【近所づきあいの満足度】



②近所をお願いしたい手助け、困っている人がいる場合の対応

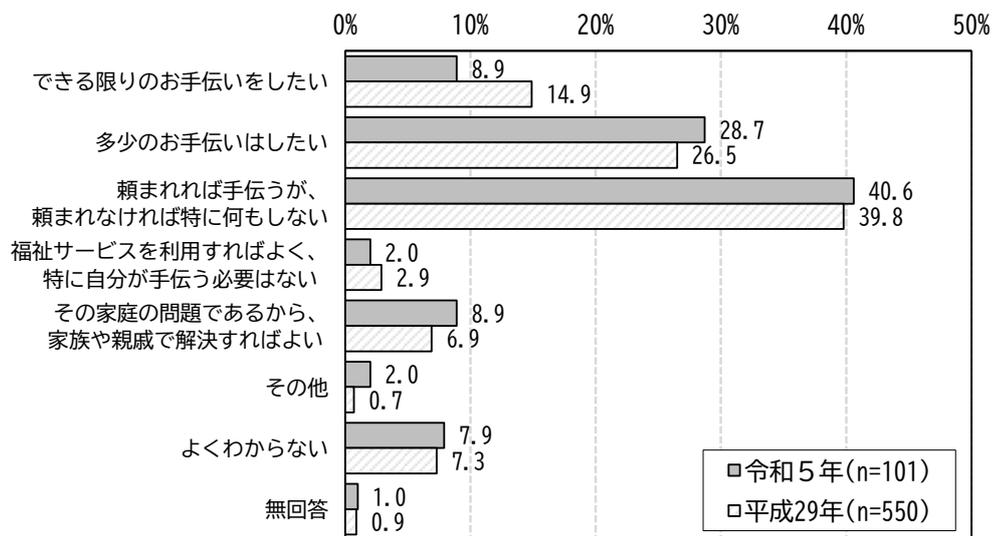
ご近所の人をお願いしたい手助けは、「安否確認の声かけ」と「緊急災害時の支援」が4割弱となっています。平成29年に比べて、「安否確認の声かけ」「緊急災害時の支援」などが1割弱減少し、「特にない」が増加しています。

【近所をお願いしたい手助け等】



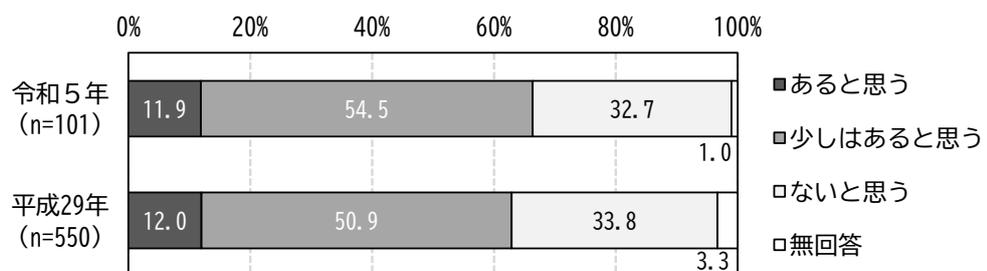
近所で高齢者や障害者が困っていたり、子育てなどで困っている人がいる場合の対応としては、「頼まれれば手伝うが、頼まれなければ特に何もしない」が4割程度で最も多くなっています。また、より積極的な「多少のお手伝いはしたい」や「できる限りのお手伝いをしたい」を合わせると、4割弱となります。平成29年に比べて、「できる限りのお手伝いをしたい」は1割弱減少し、より積極的なお手伝いの意向は減少しています。

【困っている人への対応】



障害者への差別や偏見については、7割弱の方が「ある」と感じており、平成29年と比べて「ある」がやや増えています。

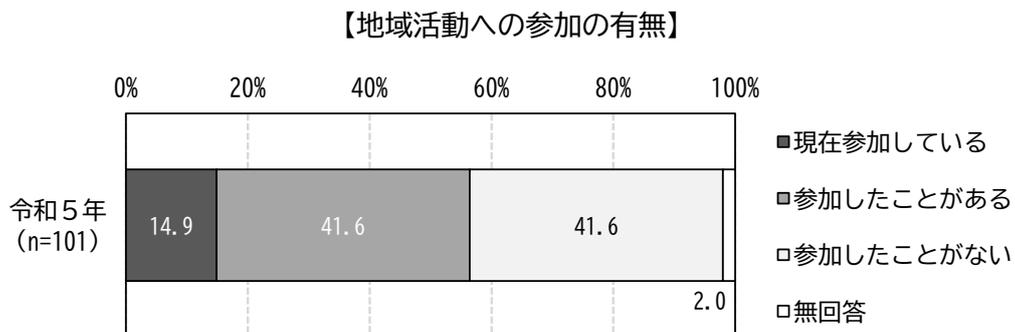
【障害者への差別や偏見】



(3) 地域活動やボランティア活動

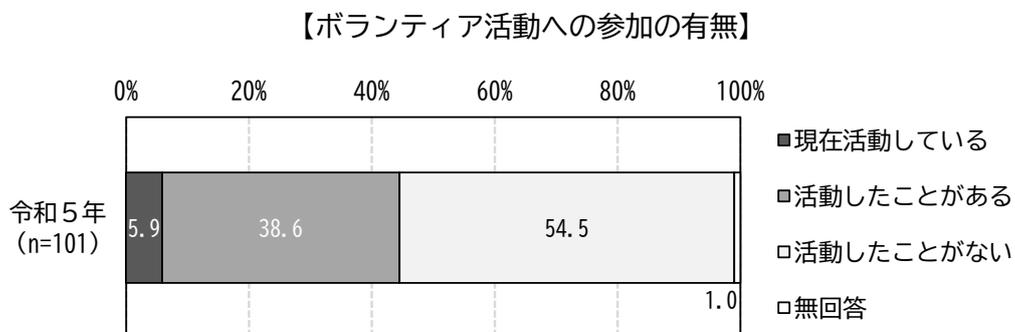
①地域活動への参加実態

地域活動については、「参加したことがある」、「参加したことがない」がそれぞれ4割強となっています。一方、「現在参加している」は1割半ばとなっています。参加しない理由としては、「参加するきっかけがない」が4割弱、「参加したいと思う活動がない」が2割強に上ります。



②ボランティア活動への参加実態

ボランティア活動については、「活動したことがない」が5割半ばを占めており、「現在活動している」は1割弱、「活動したことがある」は4割弱となっています。参加していない理由としては、「ボランティア活動に関心がない」が最も多く、3割弱となっています。



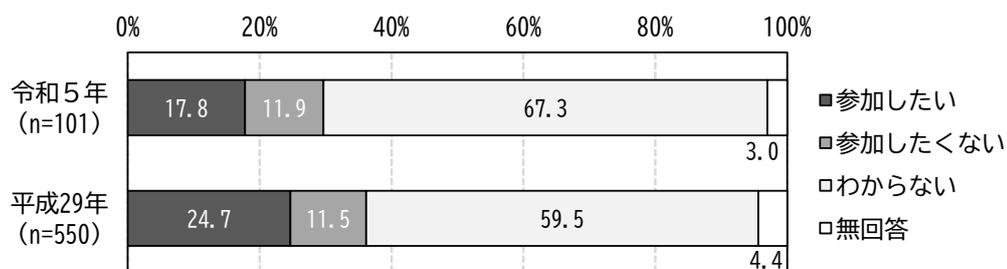
③地域活動やボランティア活動への参加意向

地域活動への参加依頼があった時の対応については、「参加したい」が2割半ば、「断る」が1割強となっています。ボランティア活動への今後の参加については、「参加したい」が2割弱で、「参加したくない」は1割強となっています。

【地域活動への参加依頼への対応】



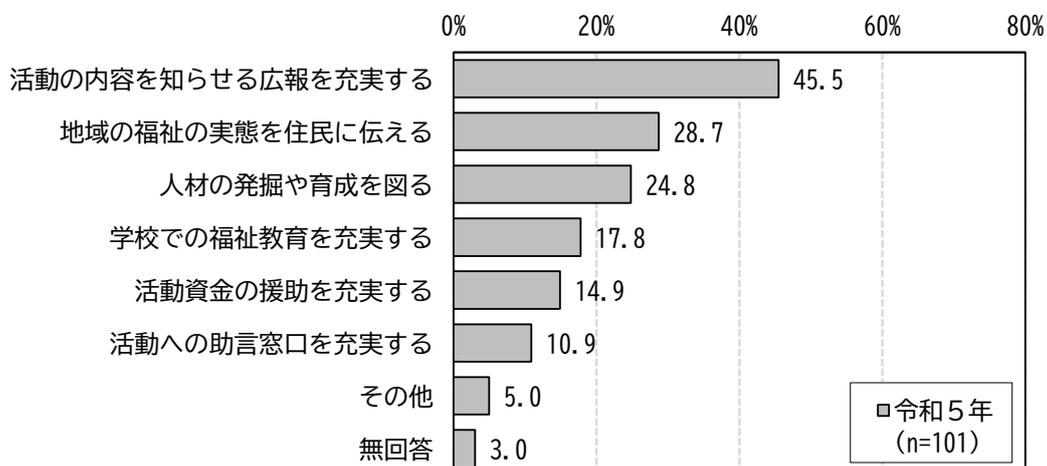
【ボランティア活動への今後の参加意向】



④ボランティア活動の促進

ボランティア活動を広げるために特に重要なこととしては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が4割半ばで突出しています。このほかでは、「地域の福祉の実態を住民に伝える」と「人材の発掘や育成を図る」が2割台となっています。

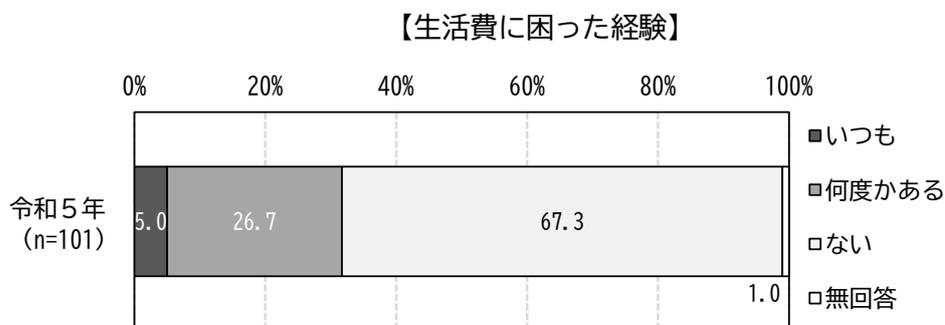
【ボランティア活動の輪を広げるために特に重要なこと】



(4) 生活困窮

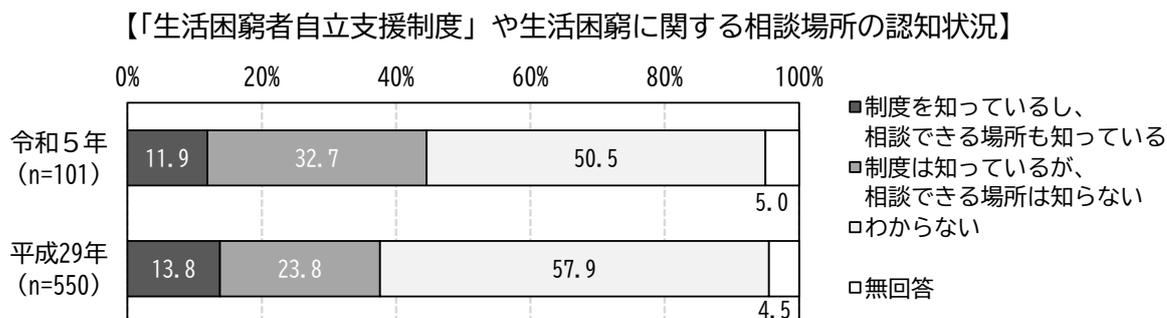
①生活費に困った経験

生活費に困った経験が「いつも」が1割弱、「何度かある」が3割弱となっています。合計で3割程度の方が生活費に困った経験があります。



②「生活困窮者自立支援制度」や相談場所の認知状況

「生活困窮者自立支援制度」や生活困窮に関する相談場所については、「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」が1割強、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が3割強となっています。一方、「わからない」は5割程度に上ります。平成29年に比べて、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が1割弱増えています。

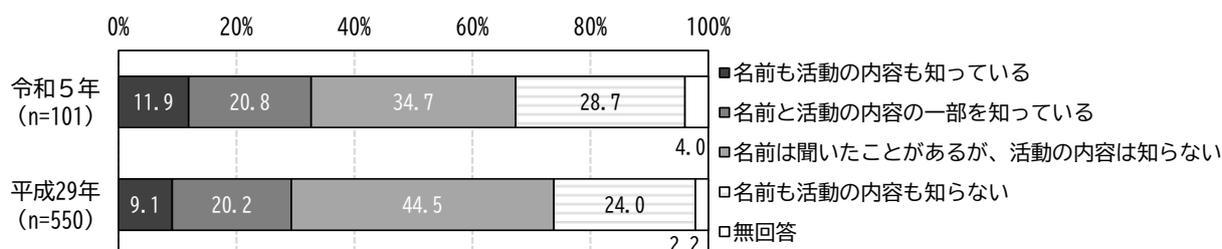


(5) 河内町社会福祉協議会

①河内町社会福祉協議会の認知状況

河内町社会福祉協議会については、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が3割半ばで最も多く、「名前と活動の内容の一部を知っている」と「名前も活動内容も知らない」がそれぞれ2割台となっています。

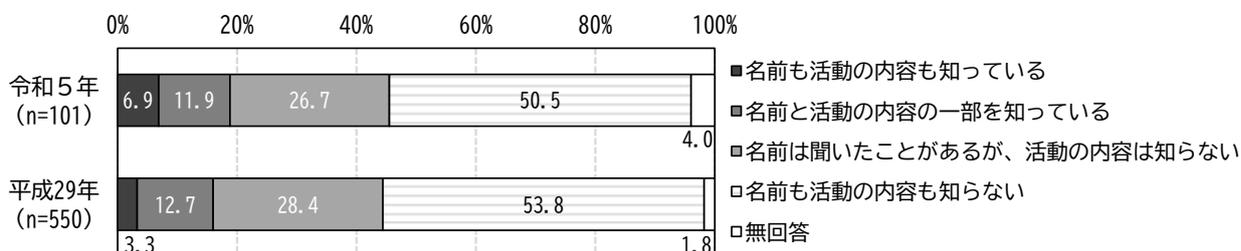
【河内町社会福祉協議会の認知状況】



②河内町社会福祉協議会ボランティアセンターの認知状況

河内町社会福祉協議会ボランティアセンターについては、「名前も活動の内容も知らない」が半数を占めています。次いで「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が3割弱となっています。

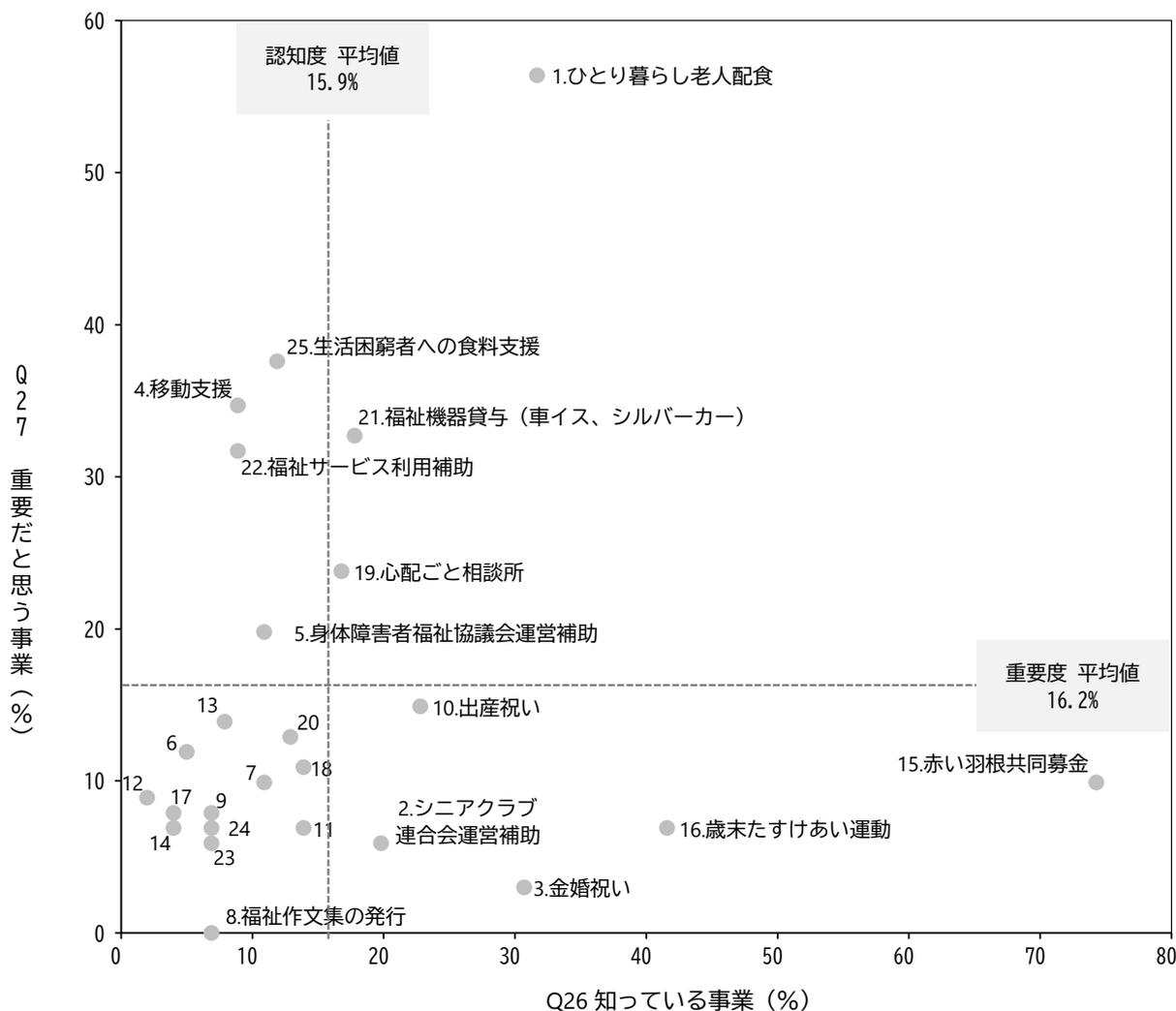
【河内町社会福祉協議会ボランティアセンターの認知状況】



③河内町社会福祉協議会の事業の認知状況と重要性の考え方

社会福祉協議会の事業のうち、「ひとり暮らし老人配食」「福祉機器貸与」「心配ごと相談」は認知度・重要度どちらも高いです。一方、「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい運動」などは認知度が高いものの、重要度は低いです。「生活困窮者への食料支援」「移動支援」「福祉サービス利用補助」「身体障害者福祉協議会運営援助」は認知度が低いものの、重要度は高くなっています。

【事業の認知度と重要性の考え方】



1. ひとり暮らし老人配食	13. ボランティアセンター運営
2. シニアクラブ連合会運営補助	14. 児童・生徒ボランティア活動普及
3. 金婚祝い	15. 赤い羽根共同募金
4. 移動支援	16. 歳末たすけあい運動
5. 身体障害者福祉協議会運営援助	17. 福祉有償運送サービス
6. 障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	18. 広報普及活動 (HP、広報誌等)
7. 子ども会育成連合会運営援助	19. 心配ごと相談所
8. 福祉作文集の発行	20. 結婚支援
9. 特別支援学級助成	21. 福祉機器貸与 (車イス、シルバーカー)
10. 出産祝い	22. 福祉サービス利用補助
11. 子どもヘルパー	23. 地域介護ヘルパー養成講座
12. 小口資金・生活福祉資金貸付	24. ひとり暮らし老人丸餅配付
	25. 生活困窮者への食料支援

(6) 地域生活と地域福祉

①日頃感じる悩みや不安

日頃感じる悩みや不安は、「自分や家族の健康のこと」が5割で最も多くなっています。このほかでは「災害に関すること」「収入や家計に関すること」が多くなっています。

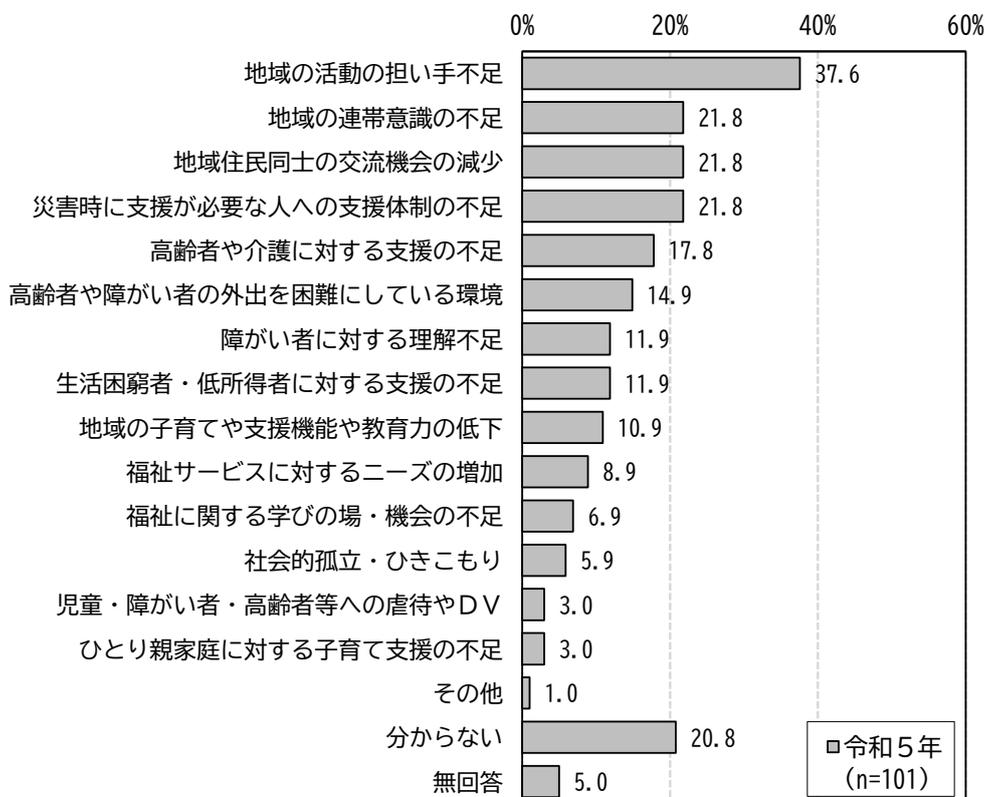
②福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、「町広報や町が発行するパンフレット」が6割弱と特に多くなっています。次いで、「町のホームページから」が2割強に上っています。

③福祉に関する課題

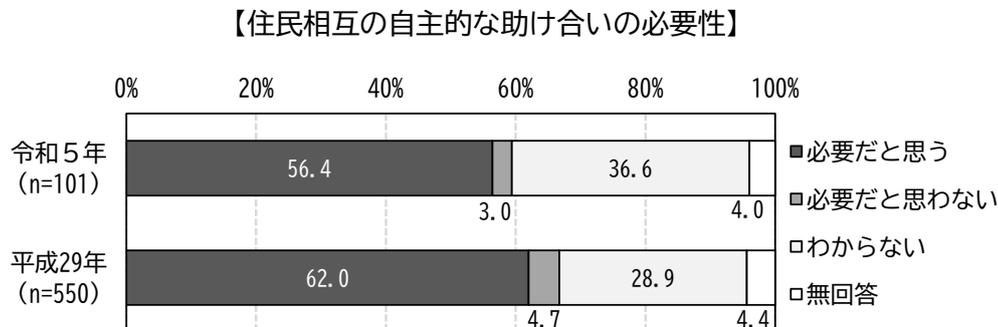
住んでいる地域で感じる福祉課題は、「地域の活動の担い手不足」が4割弱で最も多くなっています。次いで、「地域の連携意識の不足」と「地域住民同士の交流機会の減少」と「災害時に支援が必要な人への支援体制の不足」が2割強で並んでいます。

【福祉に関する課題】



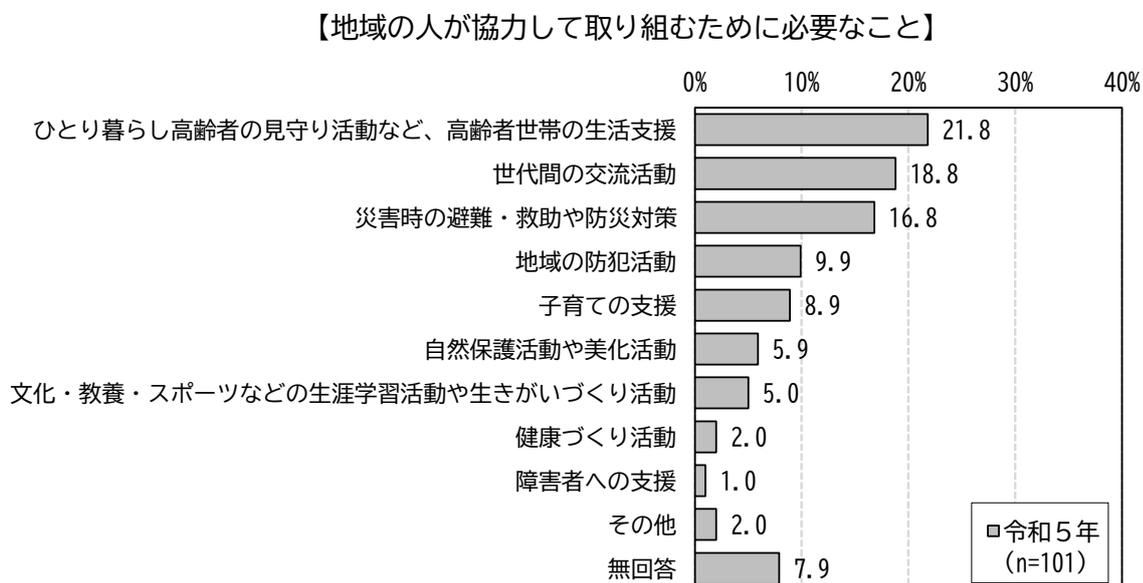
④住民相互の助け合いの必要性

地域の問題を解決するための住民相互の自主的な助け合いについては、「必要だと思う」が6割弱を占めていますが、平成29年に比べて1割弱減少しています。



⑤地域の人が協力して取り組むために必要なこと

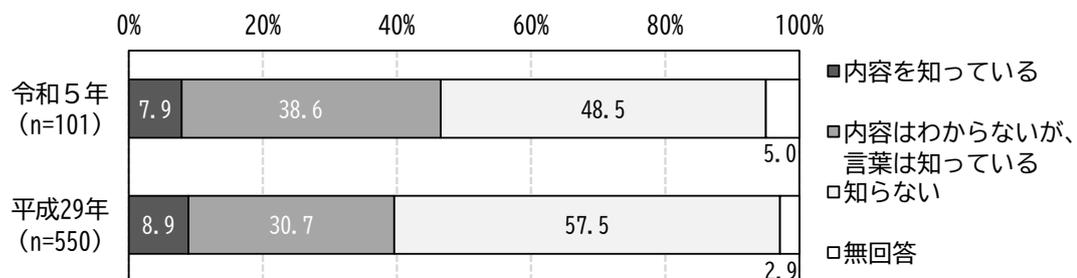
地域の人が協力して取り組むために必要なことについては、「ひとり暮らし高齢者の見守り活動など、高齢者世帯の生活支援」が2割強で最も多く、「世代間の交流活動」、「災害時の避難・救助や防災対策」も2割弱となっています。



⑥地域福祉の認知度

地域福祉については、「知らない」が5割弱となっており、「内容を知っている」は1割に満たない状況です。しかし、平成29年に比べて、「知らない」が1割弱減少しています。

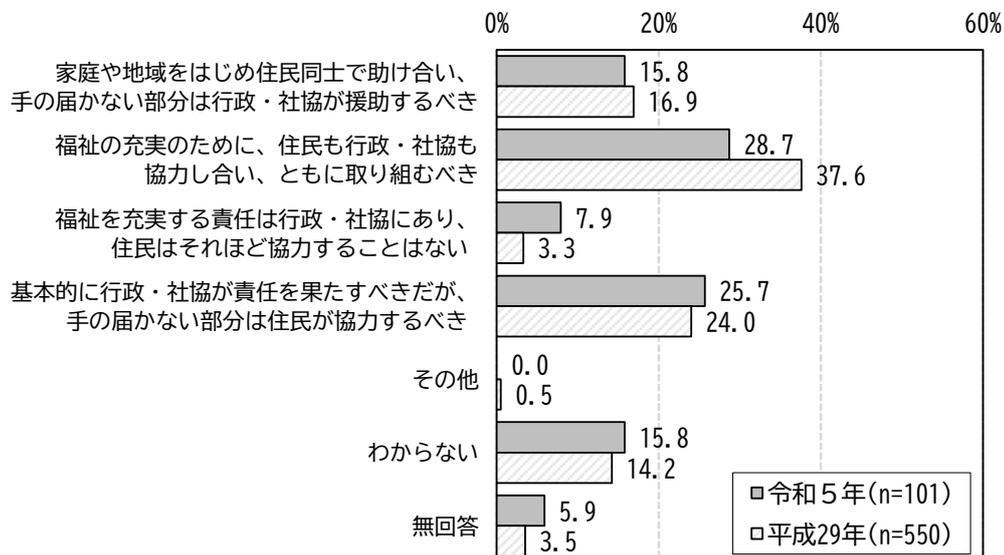
【地域福祉の認知度】



⑦地域福祉を推進する上での行政と住民との関係

地域福祉を推進する上での行政と住民との関係については、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべき」が3割弱で最も多くなっていますが、平成29年に比べて1割弱減少しています。

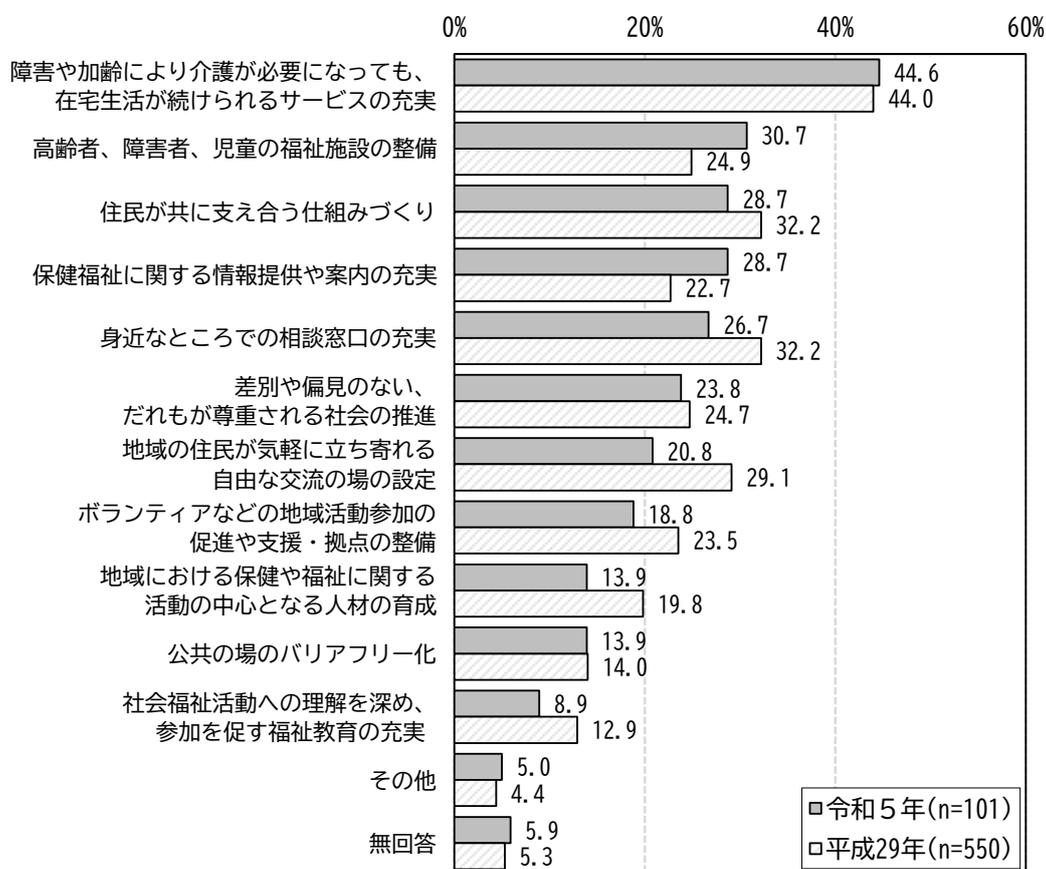
【地域福祉を推進する上での行政と住民との関係について】



⑧行政が取り組むべき地域福祉に関する施策

行政が取り組むべき地域福祉に関する施策については、「障害や加齢により介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が4割台半ばで最も多くなっています。次いで、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」が3割台、「住民が共に支え合う仕組みづくり」と「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」と「身近なところでの相談窓口の充実」が2割台後半で多くなっています。平成29年に比べて、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」が1割弱増えています。

【行政が充実すべき地域福祉施策】



第6節 現状と課題

地域福祉を取り巻く現状や調査結果等を踏まえ、本町の地域福祉推進における課題を整理すると、以下のとおりとなっています。

1. 支えあいの意識づくり

本町は急速に人口減少・少子高齢化が進行しており、高齢化率は全国を上回る水準で上昇しています。また、ボランティアなどの各種団体では、会員数・後継者の確保に苦慮しており、地域活動の担い手不足の深刻化が伺われます。アンケート調査では福祉の課題として、「介護や支援を必要とする高齢者の増加」「地域の活動の担い手不足」「地域住民同士の交流機会の減少」「地域の連帯意識の不足」についての指摘が多くみられ、平成 29 年の調査結果と比べると、これらの指摘の傾向はさらに強まっています。

この傾向に歯止めをかけるために、NPOやボランティアをはじめ、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する働きかけや仕組みづくりが必要です。

2. 福祉サービスの基盤整備

近年、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、障害者の高齢化による親亡き後や、「ダブルケア」という介護と子育ての両方を行う世帯、生活困窮等の複雑化・複合化した課題に対応できる体制が求められています。アンケート調査の「行政が取り組むべき地域福祉に関する施策」として、「障害や加齢により介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が多く挙げられ、平成 29 年の調査に引き続き重要視されています。

必要な支援は一人ひとりの心身・健康状態及び暮らしの状態に応じて異なるため、包括的な支援体制のもとで必要な支援が適切に提供され、生活の質の向上につながっていくような仕組みづくりとサービス基盤の整備を継続的に進めていく必要があります。

3. 安心安全に暮らすための基盤づくり

高齢者や障害者などにとって、社会参加を妨げる要因となる道路・施設の段差解消などに着実に取り組む必要があります。また、高齢者の増加に伴い、マイカーの代わりとなる移動手段の確保がますます重要になっています。

アンケート調査をみると、困った時に近所の人をお願いしたい内容として、「安否確認の声かけ」「緊急災害時の支援」が依然として上位に挙げられており、日頃から非常時に備えた取り組みが求められています。

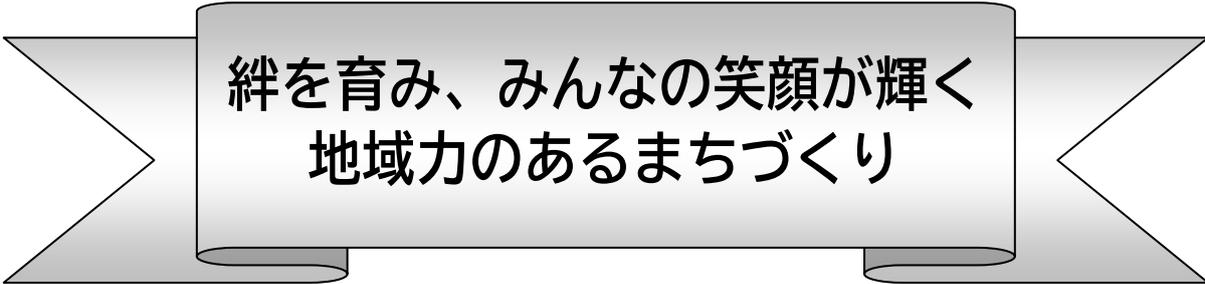
第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

これまでの計画（第1次・第2次）では、「絆を育み、みんなの笑顔が輝く地域力のあるまちづくり」を基本理念にすえて施策を推進してきました。

国が推進している「地域共生社会」とは、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をみんなで創っていく社会です。その実現に近づくには、この基本理念の考え方がますます重要となります。そこで、これまでの基本理念「絆を育み、みんなの笑顔が輝く地域力のあるまちづくり」を受け継いで、本計画の基本理念とします。

【基本理念】



絆を育み、みんなの笑顔が輝く
地域力のあるまちづくり

この理念は、地域で暮らす住民が協力し絆を育みながら、地域の様々な課題や問題の改善・解決に向けて取り組むことで、地域力^{※1}を育むと同時に、地域の住民の生きがいや安心につながり、みんなの笑顔が輝くまちになることを意味しています。

また、行政、町民、民間が連携・役割分担し、多様な主体がつながっていくことで、新たな支え合いが生まれ、福祉力^{※2}の充実したまちになるという意味も含まれています。

※1 地域力：地域社会の問題について、住民や企業をはじめとした地域の様々な構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にまた、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

※2 福祉力：地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みを作り出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源を作り出すなどの力をいいます。

第2節 基本目標

基本理念を達成するため、3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。

基本目標1 「誰もが支え合い、助け合うまちづくり」

地域福祉は、町民、団体、事業者、行政等の多様な主体の参加・連携により、地域一体となって取り組むものです。身近な地域社会や地域福祉に関する町民の意識を高めるとともに、地域福祉の多様な担い手を育成し、地域共生社会の実現に向けた住民主体の地域福祉活動の活性化を図ります。

【基本施策】

1. 地域福祉意識の醸成
2. 地域住民の交流の促進

基本目標2 「生活の質を高める福祉のまちづくり」

専門分野を横断する包括的・総合的な支援体制のもと、一人ひとりの心身・健康状態及び暮らしの状態に応じた必要な支援が適切に提供され、生活の質の向上につながる仕組みづくりとサービス基盤の整備を継続的に進めていく必要があります。

民間事業者やNPOなどの多様な主体による良質な福祉サービスの提供基盤の整備を行うとともに、サービス利用者が安心してサービスを利用できるように、相談支援体制や権利擁護等の充実を図る施策を展開します。

【基本施策】

1. 身近で信頼できる包括的な相談支援体制の充実
2. 安心して利用できる地域福祉の基盤づくり
3. 多様な民間活動の支援、育成

基本目標3 「住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり」

自由な外出や移動を妨げる要因となるバリア（障壁）をできるだけなくし、誰もが暮らしやすい環境を整備することは大切です。また、災害時など、いざという時に備えて、高齢者や障害者、子ども等の要配慮者を地域社会全体で支える仕組みづくりと実践の継続的展開を図ります。

【基本施策】

1. バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進
2. 緊急時に援護の必要な人を支援できる体制づくり

第3節 施策体系

基本理念

絆を育み、みんなの笑顔が輝く 地域力のあるまちづくり

基本目標	基本施策	施策の方向性
基本目標1 誰もが支え合い、助け合う まちづくり	1. 地域福祉意識の醸成	1-1. 啓発活動、福祉教育の推進 1-2. 支え合い・助け合いのあるまち 1-3. ボランティア活動の促進と人材育成
	2. 地域住民の交流の促進	2-1. 世代間交流の促進 2-2. 住民主体の地域活動の促進 2-3. 福祉サービスや社会資源と連携した地域活動の促進
基本目標2 生活の質を高める福祉の まちづくり	1. 身近で信頼できる包括的な相談支援体制の充実	1. 身近で信頼できる相談支援体制の充実
	2. 安心して利用できる地域福祉の基盤づくり	2-1. 福祉情報の提供体制の整備 2-2. 福祉サービスの基盤整備 2-3. 権利擁護体制の充実
	3. 多様な民間活動の支援、育成	3. 多様な民間活動の支援、育成
基本目標3 住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり	1. バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	1. バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進
	2. 緊急時に援護の必要な人を支援できる体制づくり	2. 緊急時に援護の必要な人を支援できる体制づくり

第4章 施策の展開

第1節 誰もが支え合い、助け合うまちづくり

1. 地域福祉意識の醸成

1-1. 啓発活動、福祉教育の推進

【現状と課題】

誰もが地域で安心して暮らせるようにするには、地域における支え合い、助け合いが重要です。このためには、町民の身近な地域社会に対する関心や福祉への理解を高めるとともに、地域活動や福祉活動への主体的な参加を促進していくことが重要です。

本町では、社会福祉協議会が発行する「社協だよりかわち」や障害者週間などにポスターを掲示するなど啓発広報に努めています。また、かわち学園における福祉教育では、福祉施設等への訪問、社会福祉協議会との連携による高齢者・車椅子介助模擬体験、障害者福祉施設体験、シニアクラブ会員との交流会、福祉作文の募集・作文集の発行等を実施し、福祉の心の醸成を図っています。

しかし、アンケート調査の結果には、地域の間人関係の希薄化が進み、地域活動やボランティア活動に参加している人が減少傾向にある様子が現れています。また、障害者への差別や偏見が「ある」と感じている方も依然として少なくない状況です。

一人ひとりが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、今後とも、身近な地域社会への町民の関心を高め、福祉への理解及び福祉意識の醸成を図る活動を不断に行っていくことが必要であり、地域・学校・家庭・職場などの連携により、多様な場と方法で啓発を推進していく必要があります。

【施策】

地域福祉計画（町の施策）	
■啓発活動	
①福祉週間を生かした啓発活動の推進	○町民の福祉意識の醸成を図るため、障害者週間、老人週間などの福祉週間に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。
②地域福祉に関する知識の普及	○「広報かわち」や「社協だよりかわち」の広報紙または役場、社会福祉協議会のホームページ中で地域福祉に関する記事を掲載し、地域福祉に関する知識の普及、周知を図ります。

■福祉教育	
③福祉教育の推進	<p>○かわち学園、認定かわちこども園、社会福祉協議会などと連携し、生涯にわたって学べる福祉教育の推進に努めます。</p> <p>○一般の方々と共同し、福祉行事や、福祉センター等でのボランティア活動、体験教育を通じて、福祉教育の充実を図ります。</p>
④児童生徒向けの福祉教育の充実	<p>○社会福祉協議会とかわち学園とが連携した車椅子介助模擬体験・点字体験や福祉作文の募集・作文集の発行等を通して、福祉教育に役立てます。</p> <p>○社会福祉協議会で実施しているボランティア活動への体験参加など、多様な方法で学べる福祉教育の充実を図ります。</p> <p>○老人施設や特別支援学校との交流を通して、高齢者や障害者の理解の促進が図れるよう支援します。</p>
⑤生涯学習における福祉教育の充実	<p>○社会福祉協議会や教育委員会と連携し、生涯学習における福祉教育の充実に努めます。</p>
■人権教育	
⑥人権教育の推進	<p>○人を尊重する心を育むために、関係機関が連携しながら人権教育が推進できるよう努めます。</p> <p>○人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間における人権意識の高揚をかわち学園・家庭・地域・職域等と連携して推進します。</p>

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑦広報普及事業	<p>○町民への社会福祉協議会活動の周知と地域福祉活動の理解・参加を促すため、「社協だよりかわち」を発行します。また、ホームページを運営し、情報提供を推進します。</p> <p>○共同募金、歳末たすけあい募金パンフレットや、社協会費啓発パンフレットを配布します。</p>
⑧かわち子どもヘルパー事業	<p>○かわち学園の4年生から6年生を対象に「かわち子どもヘルパー」を任命し、お年寄りや障害を持った方へのお手伝い活動や福祉に関する学習を実施しています。</p>
⑨多様な福祉教育の推進	<p>○町及び教育委員会、かわち学園等との連携により、体験学習、イベント・コンクール、学習情報の提供等、多様な方法で福祉教育を推進します。</p>

1-2. 支え合い・助け合いのあるまち

【現状と課題】

東日本大震災を機に地域コミュニティの重要性が再認識されたものの、中長期的な核家族化の進行やひとり暮らし世帯の増加、ライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりも薄れ、世帯の自助力、地域社会の互助力ともに低下していると考えられます。一方で、共助を担ってきた社会保障制度、公助を担ってきた公的福祉施策も少子高齢化や人口減少等の影響を受けて財政的にひっ迫しており、地域共生社会の実現に向けた改革が進められています。

本町においても、高齢者や障害者の見守り、子育て支援、災害時の避難支援、防犯活動など、地域が抱える様々な課題の改善・解決を図るために、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりに取り組んできました。しかし、アンケート調査において、「地域の連帯意識の不足」を指摘する回答が依然として多くあり、従来の地域活動の担い手が高齢化し、後継者確保に困難を抱えていることから、今後さらに担い手不足が顕著になる可能性があります。今後とも支え合い、助け合いのまちづくりを進めるために、その一環として地域社会におけるつながりの回復、強化を図っていく必要があります。

【施策】

地域福祉計画（町の施策）	
①あいさつ・声かけ運動の展開	○役場や教育委員会が率先し、あいさつ・声かけ運動を展開します。
②地域の助け合い・見守りネットワークづくりの促進	○地域住民の協力を得ながら、民生委員・児童委員等による訪問活動を発展させ、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを図ります。
③地域の実情に応じた取り組みの促進	○地域の関係機関・団体などと連携し、地域住民の日常生活を支えるための取り組みを促進します。
④各種活動への参加促進	○地域の関係機関・団体などと連携し、地域で行われている様々な活動や参加方法の情報を提供し、各種活動への参加促進を図ります。
⑤地域ヘルパーの養成	○地域包括ケアシステム構築の一環として、地域密着型介護サービスの充実を図るため民間から地域ヘルパーを養成し、互助ネットワークを実施します。

1-3. ボランティア活動の促進と人材育成

【現状と課題】

本町では、高校生以上の学生ボランティアによる美浦特別支援学校での活動補助、社会福祉協議会とボランティアの協力による福祉有償運送サービス事業やNPO団体による外出支援サービスなどを行っており、個人や団体で福祉活動に参加している町民も多くいます。

また、社会福祉協議会では、町民によるボランティア活動の活発化を図るため、各種支援や褒賞制度を設けているほか、ボランティア育成研修会も開催しています。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止や高齢化により、登録ボランティア数が一時減少しましたが、コロナ禍明けは下げ止まりとなりました。しかし今後は、高齢化によるボランティア退会によって、登録者数の減少が懸念されます。

また、アンケート調査からは、地域活動やボランティア活動に参加している町民は減少傾向にあります。町民の福祉に対するニーズが複雑化・複合化する中、フォーマル（公的）なサービスだけでなく、ボランティア活動のような地域住民による活動が不可欠なため、町と社会福祉協議会等が連携しながら、既存の活動を基軸に、ボランティア活動等への更なる町民参加の促進やボランティアグループをつなぐネットワークづくりなどを図っていくことが求められます。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
① ボランティア養成講座への参加促進等	○茨城県や社会福祉協議会で開催するボランティア養成講座等を周知し、参加を促進します。
地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
② ボランティア活動の支援	○登録団体、個人に対するボランティア保険加入費助成等により、ボランティア活動を支援します。 ○活動に関する情報を発信し、活動したい人とお願いしたい人を結びつけます。 ○ボランティア活動において功績が顕著な方を褒賞します。
③ ボランティアの育成と派遣	○ボランティア情報の発信・育成等を行い、住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図ります。
④ 児童・生徒ボランティア活動普及事業	○かわち学園の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践、社会連帯の精神を養成するために助成します。
⑤ 地域介護ヘルパー養成事業	○地域福祉のボランティア養成や介護技術の習得、介護予防の担い手育成のために養成講座を実施します。

2. 地域住民の交流の促進

2-1. 世代間交流の促進

【現状と課題】

地域住民同士の交流が活発化することで、住民同士のつながりが築かれ、また維持されていきます。これが支え合い活動への第一歩になると考えられます。

しかし、アンケート調査では、「地域住民同士の交流機会の減少」を指摘する回答が少なくありません。また、地域で協力して取り組むために必要なこととして、「世代間の交流」と回答した人が多くいます。また、少子化やイベント参加者の減少により、町子ども会育成連合会が解散し、子ども会も減少している状況です。各団体においては、高齢化による会員数の減少や後継者不足、団体役員の負担などが課題として挙げられています。

地域福祉の推進においては、支え合いや助け合いといった視点にとどまらず、地域における楽しみや生きがいの機会の創出・提供という視点で取り組むことも重要です。交流が活発に行われることは、お互いを尊重し、思いやりの心を育む第一歩にもなると考えられるため、様々な世代の地域住民が交流する場・機会の充実を図る必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
①世代間交流の促進	○地域の歴史・文化の伝承、経験や知識・技術の継承など、世代を超えた交流を図ります。 ○地域の指導者を学習リーダーとして登録し、学校教育や生涯学習での講師や指導者として、活躍の機会の充実を図ります。 ○町が実施する各種イベントや、生涯学習講座等への参加促進を図ります。
②社会福祉協議会と連携した交流活動の推進	○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動などを通じて、高齢者や障害者と子ども達など、様々な世代の交流機会の創出を図ります。
③高齢者の社会参加、支え合いを通じた地域支援事業の推進	○高齢者自らが社会に参加し、見守りや支え合いながら生活できるようにすることで、介護予防をし、高齢者の能力を最大限活用しつつ、多様なサービスの体制づくりを推進します。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
④生きがい対策の充実	<p>○「社協だよりかわち」、ホームページ等に趣味クラブを記載するなどPRを行い、生きがいと健康増進のために会員の加入促進に努めます。</p> <p>○町民ニーズを聞き取りながら新たな趣味クラブ作りに努めます。</p> <p>○町シニアクラブ連合会、趣味クラブに援助をし、高齢者の交流・生きがい活動、趣味活動、健康づくり活動を支援します。</p>
⑤障害者の交流支援	<p>○町身体障害者福祉協議会への援助を通じて身体障害者餅つき大会等のイベントを支援し、障害者の交流・行事活動を支援します。</p> <p>また、障害のある児童・生徒の教育環境の充実、児童生徒同士の親睦・交流のため、河内町立かわち学園特別支援学級に助成金の交付も引き続き行います。</p>
⑥子どもの地域参加・交流支援	<p>○全国子ども会安全共済会への加入案内・手続きの支援をします。</p>

2-2. 住民主体の地域活動の促進

【現状と課題】

本町では、地域活動として、集落などの活動や、健康づくり・介護予防、お祭りやイベント、子どもの健全育成活動など多様な活動が行われています。それぞれ地域に根付いた活動が展開されており、こうした地域の組織的な活動が地域福祉を推進していく原動力になります。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、多くの活動停止・縮小が余儀なくされ、さらにその後もなかなかコロナ禍前の活動状態に戻らないという課題もあります。

地域住民のつながりを高め、住民の主体的な地域福祉活動に発展させていくためにも、地域で展開されている各種地域活動への参加促進、支援を図っていく必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
①地域活動への支援	○シニアクラブや障害者団体、集落の活動など、各種団体の自主的な活動を支援します。 ○各種団体の活動内容の周知を図り、参加促進を図ります。
②住民が主体となる活動の育成支援	○食生活改善推進員やシルバーリハビリ体操の指導士、子育てサポーターなど、各種活動の担い手の育成に努めます。 ○各種活動の周知を図り、より多くの住民参加に向けて支援します。
③活動の場の充実	○集会所、福祉センターや子育て支援センターなど各施設の役割、機能を生かしながら、町民の交流の場として、施設活用の促進を図ります。 ○町民が安全に快適に利用できるように、施設・設備の改善を図ります。

2-3. 福祉サービスや社会資源と連携した地域活動の促進

【現状と課題】

本町では、各種ボランティアグループ、シニアクラブ、子ども会、その他趣味のグループなど、様々なグループが活動しています。また、民生委員・児童委員なども地域の福祉活動に取り組んでいます。しかし、それぞれの団体、グループの独自の取り組みにとどまっており、情報の交換や相互の協力など、連携体制が十分にとれていない状況があります。

こうした中、社会福祉協議会には、近年の地域活動の多様化、地域社会のつながりの希薄化に伴い、一層の役割が求められており、社会福祉協議会自体の体制強化が必要となっています。

それぞれの地域活動がより効果的に展開され、高齢者や障害者、子ども達への支援にもつながるような地域一体となった生活支援体制が構築されるように、社会福祉協議会を中心に、事業の目的、種類に応じて連携体制を整備し、支援を要する高齢者や障害者等への支援体制の充実を図っていく必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
①民生委員・児童委員との連携	○地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の研修や情報提供の充実、連携強化に努めます。
②地域の活動団体との連携強化	○町が主催する福祉活動への参加の呼びかけなどを行い、連携強化を図ります。
③社会資源の包括的ネットワークの整備	○社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、シニアクラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークをつくり、地域生活に密着した課題への対応を図ります。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
④社会福祉協議会の体制役割の強化	○社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図ります。

第2節 生活の質を高める福祉のまちづくり

1. 身近で信頼のできる包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

本町では、町民の多様な相談に的確に対応するため、保健福祉分野については、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、福祉センター、保健センター、子育て支援センター等で対応しています。特に、地域包括支援センターでは、総合相談・支援として、介護保険のみならず、保健・医療・福祉の総合窓口として支援を行っています。

障害者については、専門的な相談に対応できるよう、知的障害に関すること、精神障害に関することは民間の専門機関に業務を委託しています。また、教育分野においては、近年は不登校やいじめなど様々な問題が発生しており、思春期には多様な悩みや不安を抱えている児童・生徒も多いため、かわち学園にスクールカウンセラーを配置するなど、児童・生徒に対する相談体制の強化にも努めています。社会福祉協議会においても、悩み事・心配事や福祉サービスなど多岐にわたる分野の相談に対応しています。

地域では民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が活動しており、福祉制度や日常生活に関する相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。

アンケート調査をみると、日頃感じる悩みや不安については、「ない」という回答は1割台にとどまりますが、「自分や家族の健康のこと」が5割に上り、その他にも「災害に関すること」「収入や家計に関すること」など、その内容は多岐にわたります。

また、近年、高齢福祉と障害福祉にまたがるような相談をはじめとして、各窓口の単独の対応では解決不能な困難な事例が増えていることから、相談窓口間の連携強化が必要です。

悩み事や心配事が生じた時に、身近で信頼できる相談窓口があるということは、地域生活での安心にもつながるため、プライバシーに配慮しながら、適切な相談支援やアドバイスが行えるよう、相談体制の充実を図り、その周知に努める必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
①相談窓口の連携体制の強化	○個人情報の保護に留意しながら、庁内関係課、社会福祉協議会、関係機関等との相談内容の共有化、ネットワークの構築を図ります。
②相談対応の充実	○各担当課窓口、地域包括支援センター、福祉センター、保健センター、子育て支援センター等の職員の資質向上を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ○介護、障害、健康づくり、教育、虐待など、多岐にわたる相談や支援に総合的に対応できるよう、情報の収集や専門機関との連携強化に努めます。 ○専門的な相談に対応するため、知的障害に関すること、精神障害に関することについては、民間の専門機関に業務委託を継続します。
③社会福祉協議会における相談対応の充実	○福祉に関する各種相談への適切な対応のため、職員の資質向上や専門機関との連携強化など、相談体制の充実を図る支援をします。
④地域の身近な相談体制の充実	○民生委員・児童委員は、研修や情報提供により、活動の充実を図ります。 ○地域の相談役となる各種団体と連携し、適切な相談対応が図られる体制について検討していきます。
⑤相談窓口の周知	○広報紙やホームページ、パンフレット、社協だより等を通じて、各相談窓口などの情報を提供し、相談窓口の利用を促進します。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑥心配ごと相談所	○弁護士相談により、弁護士が相談員とともに日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。
⑦福祉サービス利用援助事業	○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、判断能力に不十分な方が自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行います。
⑧町等との情報共有の強化	○相談者が必要な支援を得られるよう、個人情報の適切な管理のもとに、町及び民間の相談窓口間の情報共有の強化を図ります。

2. 安心して利用できる地域福祉の基盤づくり

2-1. 福祉情報の提供体制の整備

【現状と課題】

サービスを利用する人が自分にあったサービスを選択できるようにするためには、正確な情報を得られる環境づくりが必要です。

本町では、広報紙やホームページを通じて情報を提供しており、福祉サービスなどについては、チラシを作成し、配布しています。また、社会福祉協議会においては、社協だよりを発行し、福祉に関する情報提供に努めています。

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先として、「町広報紙や町が発行するパンフレット」が多くなっています。このため、広報紙やパンフレットの情報がよりわかりやすく伝わるように工夫・検討が求められます。また、近年は福祉に関して様々な制度改正等が実施されているため、各種制度改正に合わせたタイムリーな福祉情報の提供を行う必要があります。

さらに国では、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害のある全ての人があらゆる分野の活動に参加するために、多様な手法による情報提供の体制の充実が重要となっています。このため、手話通訳者派遣事業や情報・意思疎通支援用具の給付及び貸与などについて周知し、利用促進を図ることが大切です。

【施策】

地域福祉計画（町の施策）	
①情報の提供体制の整備	○町の広報紙、ホームページ、パンフレットでの情報提供に努めます。 ○情報提供にあたっては、読み手の立場に立ったわかりやすいものとなるように工夫、検討します。 ○情報提供にあたっては、各種制度改正に合わせたタイムリーな情報提供を行います。 ○庁内における情報提供の連携を強化するとともに、相談や問い合わせ件数等を分析し、的確な情報の提供を実施します。
②社会福祉協議会における情報提供体制の充実	○町との情報提供に関する役割分担のもと、社協だよりやホームページに掲載する情報内容の充実とともに、わかりやすく的確な情報の提供に努めます。 ○地域における福祉活動やボランティアの活動状況の紹介などを行い、福祉に関する町民の意識の高揚を図ります。
③民生委員等を通じた情報提供の充実	○民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供活動を支援していきます。

④情報伝達にあたっての支援の充実	○コミュニケーション支援事業の手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業、日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の周知を図り、障害者への情報伝達にあたっての支援を行います。
------------------	---

2-2. 福祉サービスの基盤整備

【現状と課題】

本町では、福祉の各対象分野別に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者基本計画・障害（児）福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「自殺対策計画」を策定し、事業を展開しています。

アンケート調査では、行政が充実すべき地域福祉に関する施策として、「障害や加齢により介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」という回答が5年前の調査に引き続き最も多くなっています。町民においては、少子高齢化が進む中、日常生活や地域生活の継続に対する不安や福祉サービスへの要望が高まっている状況が表れています。また、各相談窓口に寄せられる住民の支援要望は、年々複雑化・複合化しており、従来のように、高齢者、障害者（児）、子ども・子育てといった対象分野別の計画事業だけでは対応が困難になってきています。

一方、町の行財政は厳しい状況が続いており、各計画の着実な進行とともに、近年の町民のニーズの複雑化、多様化の傾向を踏まえた福祉施策を展開していくため、各分野の連携、施策の総合化などを図り、関係機関との連携を強化し、包括的な対応体制を整備していく必要があります。

【施策】

地域福祉計画（町の施策）	
■分野ごとの施策の推進	
①高齢者福祉・介護施策の充実	○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防や生きがいづくりに重点を置いた施策の展開とともに、民間事業者と連携を図りながらバランスの取れた施設及び在宅での高齢者の生活支援サービスの充実、介護保険事業の円滑な運営に努めます。
②障害者福祉施策の充実	○「障害者基本計画・障害（児）福祉計画」に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスの基盤の整備や地域生活支援事業等の充実を図ります。
③子育て支援施策の充実	○「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どものいる家庭を中心に、学校、地域、行政等が連携し、地域が一体となった子育て支援体制を整備するとともに、保育サービスの充実を図ります。
■総合的な取り組みの推進	
④総合的な取り組みの推進	○高齢者や障害者への介護や介助の支援、子育て支援における保育や教育環境の充実など、個別福祉計画の推進にあたっては、ライフステージや生活環境等を踏まえた施策の総合化を進めます。
⑤庁内及び関係機関・団体との連携強化	○保健・医療・福祉などの庁内の関係部署や関係機関・団体との連携強化、情報共有を図ります。

■ケアマネジメントの充実	
⑥ケアマネジメント研修会の開催	○ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。
⑦ケアマネジメントの充実	○高齢者、障害者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ○ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。
■関係機関との連携強化	
⑧社会福祉協議会との連携強化	○地域福祉の中心的な役割を果たす機関として、社会福祉協議会との連携を強化していきます。
⑨サービス事業者との連携強化	○河内町居宅介護（介護予防）支援事業所会議などのサービス提供者との会議を通じて、情報の交換や提供など連携体制の確保を図りつつ、必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑩町及び関係機関との連携強化	○官民一体となった地域福祉の推進にあたって、町及び関係機関との連携強化に努めます。

2-3. 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者などでは、必要なサービスの選択や利用契約に支障が生じたり、情報入手が難しい状況にあります。このため、本町では、高齢や障害のため判断力が不十分な人たちが地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業による相談、成年後見制度の周知に努めています。

平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度に関する自治体の責務が明確になったほか、令和 4 年に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するとし、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制整備及び意思決定支援・身上保護も重視した成年後見制度の運用改善、福祉と司法の連携強化に取り組むとしています。

また、令和 3 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、合理的配慮の提供が自治体・民間事業者ともに義務化されました。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等を踏まえ、地域で福祉サービスを必要とする人の権利が擁護され、問題が発生したときの解決や改善の対応を迅速にできるように体制整備の充実を図ることが求められます。

認知症の高齢者や子どもの虐待、引きこもりなどの処遇困難といわれる事例については、家族関係、失業や経済的な問題、介護負担などの要因が重層的に絡んでいることが多くあります。高齢者や障害者、子どもの権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い、問題の解決を図るための体制を整備し、家族に対する支援の充実を図ることが求められています。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
■権利擁護及び苦情解決	
①権利擁護体制の確立	<ul style="list-style-type: none">○日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する情報提供及び利用支援に努めます。○地域包括支援センター、その他関係機関との連携により、高齢者虐待、消費者被害の防止に努めます。○子育て支援センターや保健センター、その他関係機関との連携により子どもの虐待防止に努めます。○虐待が疑われる子どもを発見した際は、関係機関等と協力し、対応にあたります。通報または発見した際には、素早く所管に報告し、対応策を検討します。○虐待を受けた児童等に対する支援拠点を検討します。

②サービス事業者が行う苦情解決	○介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等に対応する相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るように働きかけます。
■社会的孤立者対策の推進	
③経済的自立のための支援策の推進	○資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 ○経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう、茨城県社会福祉協議会の貸付制度「生活福祉資金」や町社会福祉協議会独自の貸付制度「小口貸付資金」の活用を紹介します。 ○低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。
④生活困窮者の支援	○関係機関や地域との連携により、生活困窮者の情報を早期に把握するとともに、茨城県の生活困窮者自立支援事業の情報提供を行います。
⑤家庭の支援	○母子・父子等のひとり親世帯に対し、茨城県の就労支援、各種資金貸付、相談等の案内をします。 ○母子家庭・父子家庭対象の子ども医療福祉助成制度の対象年齢の拡大について検討します。
⑥高齢者の閉じこもりや引きこもり等の対策の充実	○高齢者の閉じこもり・うつ傾向による引きこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 ○民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 ○医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることで状態の改善を図ります。
⑦子育ての孤立化防止	○公共施設等で、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談、情報提供等を実施し、孤立化の防止を図り、子育て支援を充実します。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑧ひとり暮らし高齢者対策の充実	○孤独感の解消、安否確認を目的とした愛の定期便（ヤクルト配達）及び配食サービスを実施します。 ○良いお正月を迎えられるように歳末時期にボランティアが作った餅を配布します。
⑨低所得者対策の推進	○低所得世帯を対象に、一時的に援護が必要と認められ、自立更生に意欲がある世帯に無利子で貸付を実施します。 ○低所得、障害者及び高齢者世帯に資金の貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立等、安心した生活を送れるようにするため、茨城県社会福祉協議会事業における相談及び償還等の窓口事業を担います。 ○生活困窮者の相談を行うとともに、自立支援のための食品をフードバンク茨城に依頼して調達し、対象者に支給します。 ○支援を必要とする方が地域で安心して暮らせるために歳末たすけあい募金を行い、見舞金を配布します。

3. 多様な民間活動の支援、育成

【現状と課題】

本町では、規制緩和による民間企業の福祉事業への参入により社会資源の拡大を図っており、また、外出支援サービスを通してNPOや地域団体との連携・協力による福祉事業の展開に取り組んでいます。

しかし、少子化、核家族化が進む中で、高齢者や障害者などの介護・介助以外にも、引きこもりや家庭内暴力など多様な生活課題が発生しており、幅広い支援体制の充実が求められています。

こうした中で、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、町民のニーズ把握に努めるとともに、地域福祉の担い手となるNPOや住民団体、コミュニティビジネス等の民間による各種活動を支援していく必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
①町民ニーズの把握	○各種調査により多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員・児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障害者等の早期発見・支援に取り組めます。
②非営利活動団体（NPO）との連携・協力・支援	○福祉サービスの担い手としてNPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。
③民間事業者の参入促進	○サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。
④コミュニティビジネスの支援	○福祉分野での地域雇用の受け皿となり得るコミュニティビジネスの育成に努めます。
⑤施策分野横断的連携による地域福祉の推進	○特産品等福祉以外の地域資源の活用等により、就労支援、生きがい活動・交流促進等の地域福祉との連携等、地域福祉の推進方法の多様な可能性を検討します。

第3節 住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり

1. バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

【現状と課題】

高齢社会の進展、障害者の社会参加等に伴い、建築物、道路、公共交通等それぞれの領域で、バリアフリー※¹やユニバーサルデザイン※²への取り組みが進んでいます。国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律※³」を令和2年に一部改正し、改正バリアフリー法として、ハード面の整備によるバリアフリーの一層の推進と、移動等円滑化に係る理解や協力、いわゆる「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などを図っています。

本町においても、閉じこもりの防止や社会参加促進のために、多様な利用者を想定し、公共施設機能や移動支援等の充実に向けた施策を検討していく必要があります。また、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどの意義や、手法、内容などについて、民間事業者や町民に啓発し、人にやさしいまちづくりを誘導していくことも重要です。

住まいについては、誰もが住み慣れた住宅がより安全で快適なものとなるように、住宅改修における費用の一部を助成する事業や町営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進に努めており、今後とも継続的に取り組んでいく必要があります。

- ※1 バリアフリー：障害者や高齢者などにとっての障害を取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方のものです。
- ※2 ユニバーサルデザイン：年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にあらゆる限り利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方のものです。
- ※3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月20日施行。従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められ、また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化を進めるものです。さらに、住民参画などのソフト面での施策の充実も図るものです。全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、平成29年に建築設計標準の改正が行われました。

【施策】

地域福祉計画（町の施策）	
■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	
①バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	○「誰もが住みやすい、人にやさしいまちづくり」を推進するため、公共施設の新設や改修時にバリアフリー、ユニバーサルデザインの採用に努めます。 ○バリアフリー、ユニバーサルデザインへの理解促進のための広報・啓発活動を推進するとともに、民間事業者へも協力を求めます。

②交通環境の安全性の向上	<p>○町道においてはバリアフリー、安全性に配慮した整備に努めるとともに、県道や国道についても危険箇所等の解消に向けて要望をしていきます。</p> <p>○企業や商店等の協力を得ながら、路上の看板や放置自転車などの障害物の除去、障害者専用駐車スペースの確保等を要請するなど、民間施設におけるバリアフリー化を促進します。</p>
③コミュニティ交通網の再整備	<p>○通学の子ども達、通勤、車が運転できなくなった高齢者に対応するため、近隣自治体や民間商業施設と連携し、鉄道駅、医療機関、公共機関その他ショッピングモールとも結んだコミュニティバスネットワークの整備の推進に努めます。</p>
④町営住宅のバリアフリー化の推進	<p>○町営住宅について、子どもから高齢者まで誰もが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、改修や新設の際には、バリアフリー化とユニバーサルデザインに配慮したものとなるよう努めて参ります。</p>
⑤建築物の耐震化	<p>○河内町建築物耐震改修促進計画に基づく公共施設等の耐震化を図ります。</p>
■移動支援の充実	
⑥移動支援の充実	<p>○高齢者や障害のある人等を対象とした移動支援事業を継続するとともに、交通弱者を対象とした移動手段の援助について、対応を検討します。</p> <p>○手話通訳者の派遣による障害者の社会参加を支援するとともに、外出支援ボランティアの育成や移動・外出支援に係る事業の充実を図ります。</p> <p>○日常の買い物に困っている地域住民の利便性向上のため、買い物弱者支援事業（移動スーパー）を継続して実施します。</p>
⑦外出支援サービスの拡充	<p>○障害者や要支援・要介護認定者に限定されている外出支援について、生活弱者、妊婦にまで対象を広げることを検討します。</p>

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑧移動支援事業	<p>○屋外での移動が困難な障害者の社会参加のため、外出を支援するサービスを推進します。</p>
⑨福祉有償運送サービス事業	<p>○高齢や障害等により公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等のための有償移送サービスを実施します。</p>

2. 緊急時に援護の必要な人を支援できる体制づくり

【現状と課題】

介護や支援を要する高齢者や障害者などの災害時の安全確保のため、本町では、災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、日頃から要配慮者・要支援者の情報を適切に把握し、また、民生委員・児童委員や関係機関等との間で情報の共有を図ることにより、要支援者の避難支援体制づくりに努めています。

しかし、近年は大規模地震や豪雨災害など災害の激甚化・頻発化や切迫を背景に、町民の災害に対する不安が高まっています。アンケート調査でも、困った時に近所をお願いしたり手助けしたい内容として、「安否確認の声かけ」「緊急災害時の支援」と回答した方が多くいます。特に、災害時は高齢者や障害者、子ども、妊婦などが被害を受けやすいため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域住民の協力を得ながら、身近な地域での救援・支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、近年は高齢者や障害者、子どもなどをターゲットにした事件や犯罪が全国的に多発しています。このため、警察等の関係機関の協力を得ながら、地域での見守りや声かけの推進、各種団体の活動との連携などにより、地域ぐるみの防犯対策にも取り組んでいく必要があります。

【施 策】

地域福祉計画（町の施策）	
■防災対策	
①避難行動要支援者情報の把握	○災害時要援護者避難支援プランにおける登録者の把握、更新に努めます。 ○民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動を通じた要支援者情報の把握に努めます。
②避難行動要支援者の情報の管理	○集約した要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されないよう、適切な管理に努めます。
③町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	○地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
④福祉施設等の災害対応の充実	○各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。
⑤防災に対する意識の啓発	○防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校などにおける防災教育や広報紙、ホームページ等を活用した町民の防災意識の啓発、情報提供を充実します。 ○地震発生時の家具転倒による事故を防ぐために、民生委員・児童委員等による避難行動要支援者世帯への家具転倒防止器具の設置の呼びかけを行うなど、防災対策について検討します。

⑥防災訓練の充実	○避難訓練に手話通訳者を派遣するなど、障害者に配慮した避難訓練の実施を検討します。
⑦緊急時における情報伝達手段の充実	○地域防災無線や携帯電話、インターネット、緊急通報装置など、緊急時における多様な情報伝達手段を確保するとともに、関係機関等における連携体制づくりに努めます。
⑧災害ボランティアの養成	○他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成について検討します。
■防犯対策	
⑨防犯対策など地域活動の促進	○警察や社会福祉協議会、各種団体等と連携し、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪の被害者とならないように、普段からの見守りや声かけなどを行い、注意喚起に努めます。 ○広報紙やホームページ、パンフレットの配布による防犯に関する知識、対応行動等の普及を図ります。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会の事業）	
⑩見守り活動の推進	○防災・防犯に向けて、町及び関係機関と連携し、普段からの見守りや声かけなどを行い、注意喚起に努めます。

第5章 自殺対策推進計画

本章においては、自殺対策基本法第13条2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、本町の自殺対策における課題を解決するための取り組みの基本的な方向性と、それに沿った具体的な施策を定めるものです。

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し3万人台となっていましたが、平成22年以降は10年連続で減少していました。しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで、自殺者数は11年ぶりに前年を上回り、女性や小中高生の自殺者数が増加、令和5年現在も自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しています。

このような中、国では、社会全体で自殺対策を総合的に推進するために、平成18年に自殺対策基本法を制定し、平成28年に改正を行いました。この改正では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを基本理念に明記し、地域間格差を解消して、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村に対し「市町村自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

また、令和4年10月には、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

これらを機に、本町においても自殺対策を総合的に推進するため、河内町自殺対策推進計画（以下、本章における本計画。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として策定します。また、河内町総合計画を上位計画とし、本町の地域福祉計画をはじめとする関連計画との整合性を図ります。

3. 計画の期間

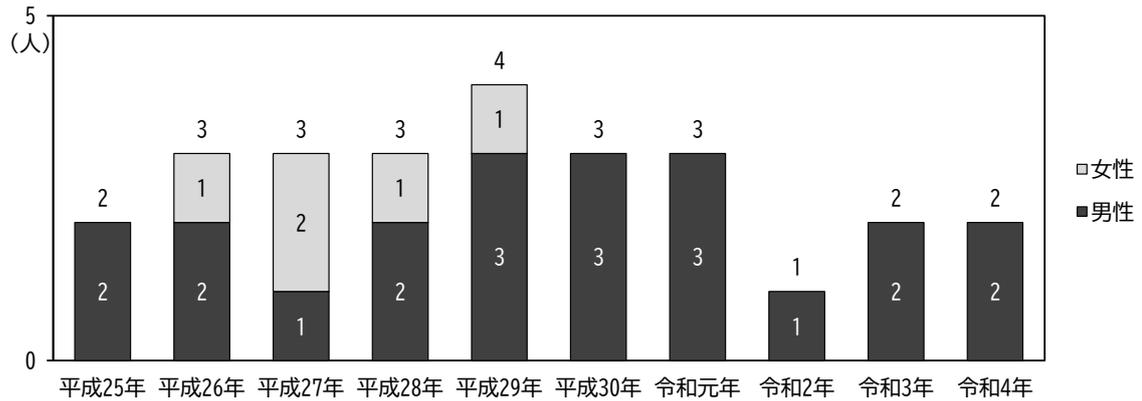
本計画は、地域福祉推進プランとの整合性を図るために、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を計画期間とします。なお、国、県などの関連計画の見直しがある場合には、その動向を踏まえ適切な見直しを図ることとします。

第2節 本町の現状

1. 自殺者の状況

本町の自殺者数は、平成25年から1～4人で推移しており、令和4年では2人となっています。性別で見ると男性が多く、平成30年以降は男性のみとなっています。

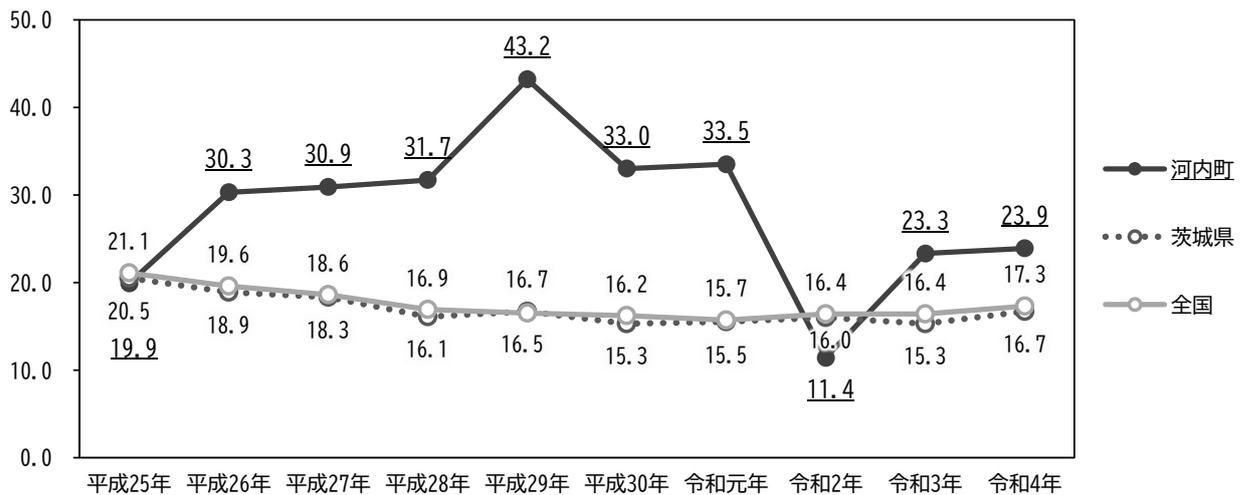
【男女別自殺者数の推移】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本町の自殺死亡率（年間の人口10万人当たりの自殺による死亡者数）は、人口規模による変動が大きいものの、全国や茨城県を概ね上回っています。

【自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. 地域自殺実態プロファイルにみる本町の特徴

自殺の原因や背景、自殺者の特徴的な属性は地域によって異なるため、自殺対策を効果的に推進する上で、地域の自殺実態を分析・把握することは重要です。このため、国は、都道府県・市町村に「地域自殺実態プロファイル」を提供しています。これは、いのち支える自殺対策推進センターが、警察庁自殺統計データ等を分析した各自治体の自殺実態データです。

これに加え、国からは「地域自殺対策政策パッケージ」が提供され、「重点パッケージ」が示されています。この重点パッケージは、地域において優先的に取り組むべき施策群である、8つの分野（「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」、「ハイリスク地」、「震災等被災地」、「自殺手段」）で構成されています。国が示す自殺対策の基本パッケージに加え、この重点パッケージと地域自殺実態プロファイルを組み合わせ、地域の実状に合った自殺対策に取り組むことが推奨されています。

「地域自殺実態プロファイル 2022」においては、平成 29 年から令和 3 年までの本町の自殺実態データの分析の結果として、以下の特徴と推奨される重点パッケージが示されています。

【本町の主な自殺の特徴】

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 40~59歳有職同居	4	86.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	3	74.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性 60歳以上有職独居	2	540.6	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	2	285.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性 60歳以上有職同居	1	27.7	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

【本町で推奨される重点パッケージ】

「勤務・経営」	「高齢者」	「生活困窮者」
---------	-------	---------

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

第3節 計画の基本的方向

1. 基本理念

自殺対策基本法では、自殺対策について、「自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」としています。また、自殺総合対策大綱では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」との認識のもとで、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを基本理念としています。

これらを受け本町では、本計画の基本理念を以下とします。

【自殺対策推進計画の基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない河内町の実現

2. 基本施策

基本理念のもと、自殺対策の推進において地域自殺対策政策パッケージで示されている全国的に実施されることが望ましいとされる施策群を、本計画の基本施策に設定します。

- ・ 地域におけるネットワークの強化
- ・ 自殺対策を支える人材の育成
- ・ 住民への啓発と周知
- ・ 生きることの促進要因への支援
- ・ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

第4節 施策の展開

1. 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、各関係機関が連携・協力し、自殺対策を総合的に推進することが重要になっています。このため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

【施策】

①庁内及び関係機関・団体との連携強化	○保健・医療・福祉などの庁内の関係部署や関係機関・団体との連携強化、情報共有を図ります。
--------------------	--

2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクを抱えている人の早期発見のためには「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な相談や支援機関につなぐ役割を担う人材の養成を進めます。

【施策】

①傾聴ボランティアの育成・活動支援	○ゲートキーパーとしての役割を期待される傾聴ボランティアの育成に取り組みます。また、その活動を支援します。
-------------------	---

3. 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機であることから、そのような状況に陥った者への理解や適切な援助について、社会全体で理解することが必要です。このため、自殺に対する偏見等を払拭するための普及啓発や、適切な援助に繋がるための情報の周知を図ります。

【施策】

①啓発活動	○窓口でのリーフレット・ポケットティッシュ配布や、ポスター掲示などを通じた啓発・周知に努めます。
②自殺対策強化月間を生かした啓発活動の推進	○3月の自殺対策強化月間中に、広報かわちなどでの啓発・周知に努めます。

4. 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を上回った時です。このため、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを展開します。

【施策】

①相談窓口	○精神保健福祉相談を実施します。
②生きがい対策の充実	○町社会福祉協議会による、「社協だよりかわち」、ホームページ等に趣味クラブを記載するなどPRを行い、生きがいと健康増進のために会員の加入促進に努めます。 ○町民ニーズを聞き取りながら新たな趣味クラブ作りに努めます。 ○シニアクラブ連合会、趣味クラブに援助をし、高齢者の交流・生きがい活動、趣味活動、健康づくり活動を支援します。

5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦しめた児童・生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成 28 年の自殺対策基本法の改正では、学校における SOS の出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として、教育を行うことが重要です。

【施策】

①こころ生き生き育成事業の実施	○児童・生徒が思いやりの心にあふれ、健やかで生き生きと学校生活を送れるように「C&S質問紙」を活用し、その結果を分析・考察して対応策を講じることによって、いじめや不登校などの問題行動の未然防止に努めます。
②教育相談の実施	○児童・生徒の不安や悩み等に関する相談に対して助言や指導を行い、その解消に努めます。

第6章 計画の推進

本計画は、以下の方法により進行管理を行います。

- 本計画は官民一体となって推進する計画であり、保健・医療・福祉・介護・教育・生活環境等と多岐の分野にわたるため、庁内関係課、福祉総合協議会、その他関係機関・専門職団体・地域社会などが密接に連携を図りながら、総合的な推進を図ります。
- 分野横断的な庁内の推進体制を整備し、計画の進捗状況の管理と情報の共有化を図り、各所管の責任や役割を認識し、互いに力を合わせながら、全庁的な取り組みを進めます。
- 本事業等の統計資料などにより、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。

資料編

1. 河内町福祉総合協議会設置規則

(設置)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、河内町介護保険条例（平成12年条例第10号）第1条の適正かつ円滑な計画策定、評価及び運営推進を図るため、河内町福祉総合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地域福祉事業に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (3) 障害福祉事業に関すること。
- (4) 障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (5) 高齢福祉事業及び介護保険事業に関すること。
- (6) 高齢福祉計画及び介護保険事業計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 障害者及び高齢者の権利擁護・虐待防止に関すること。ただし、児童は除く。
- (9) 自殺防止推進に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 町議会の代表者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 介護保険施設及びサービス提供事業所関係者
- (7) 障害福祉相談支援事業所及びサービス事業所関係者
- (8) 町社会福祉協議会職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、協議会を構成する委員数の半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

5 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密をほかに漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2. 河内町福祉総合協議会委員名簿

No	区分	氏名	役職	所属団体等
1	保健医療関係者	石川 貴久	会長	医師 いしかわクリニック院長
2	保健医療関係者	久米 清	委員	歯科医師 久米歯科医院院長
3	保健医療関係者	横山 基樹	委員	精神保健福祉士 医療法人精光会 (みやざきホスピタル) 施設支援サービス部部长
4	町議会代表者	牧山 龍雄 (令和6年2月20日まで) 高橋 稔 (令和6年2月21日から)	副会長	町議会議長
5	町議会代表者	高橋 稔 (令和6年2月20日まで) 高橋 利彰 (令和6年2月21日から)	委員	町議会教育厚生委員長
6	教育・雇用関係者	宮本 秀樹	委員	町商工会会長
7	学識経験者	平川 和文	委員	町民生委員児童委員協議会会長
8	障害者関係団体	金子 由夫	委員	手をつなぐ育成会会長
9	障害者関係団体	牧山 逸子	委員	町身体障害者福祉協議会会長
10	介護保険施設	加賀谷 吉也	委員	あじさい苑施設長
11	介護保険施設	飯倉 洋子	委員	千の風・河内施設長
12	障害福祉相談支援事業所	古徳 真由美	委員	相談支援専門員 れるび管理者
13	介護保険被保険者代表	大野 和枝	委員	青少年連絡員協議会会長
14	住民代表	大古 徹也	委員	
15	社会福祉協議会職員	飯塚 裕行	委員	町社会福祉協議会事務局長

河内町福祉総合計画

河内町福祉推進プラン

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策推進計画

令和6年3月

発行 河内町 福祉課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 番地

TEL : 0297-84-2111 (代表) / FAX : 0297-84-4357